

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年10月12日
【計算期間】	第6期（自 2020年7月11日 至 2021年7月12日）
【ファンド名】	スカイオーシャン・コアラップ（安定型） スカイオーシャン・コアラップ（成長型）
【発行者名】	スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岡田 聡
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号
【事務連絡者氏名】	小林 克也
【連絡場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号
【電話番号】	045-225-2080
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

<ファンドの目的>

当ファンドは、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

<信託金限度額>

各ファンドにつき上限3,000億円

ただし、委託会社は受託会社と合意の上、限度額を変更することができます。

<基本的性格>

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法における、当ファンドの商品分類及び属性区分は下記の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	M M F	インデックス型
追加型	海外	債券	M R F	特殊型
	内外	不動産投信	E T F	
		その他資産 （ ）		
		資産複合		

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり	日経225	ブル・ベア型
一般		(日本を含む)	ファンド	(部分ヘッジ)		
大型株	年2回				TOPIX	条件付運用型
中小型株			ファンド・			
	年4回	日本	オブ・ファ	なし	その他	ロング・
債券			ンズ		()	ショート型 /
一般	年6回	北米				絶対収益追求
公債	(隔月)					型
社債		欧州				
その他債券	年12回					その他
クレジット属性	(毎月)	アジア				()
()						
	日々	オセアニア				
不動産投信						
	その他	中南米				
()						
その他資産		アフリカ				
(投資信託証券(資						
産複合(株式、債						
券、不動産投信、そ						
の他資産(バンク		中近東				
ローン、デリバティ		(中東)				
ブ、為替予約取引						
等))資産配分変更		エマージング				
型))						
資産複合						
()						
資産配分						
固定型						
資産配分						
変更型						

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記商品分類表及び属性区分表に係る用語の定義は下記の通りです。

なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でもご覧いただけます。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

< 商品分類表定義 >

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1) 株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

〔独立した区分〕

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

〔補足分類〕

- (1)インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

〔投資対象資産による属性区分〕

(1)株式

一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他...上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

〔為替ヘッジによる属性区分〕

- (1) 為替ヘッジあり... 目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし... 目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

〔インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分〕

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数... 前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

〔特殊型〕

- (1) ブル・ベア型... 目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型... 目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型／絶対収益追求型... 目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型... 目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

< ファンドの特色 >

1. 長期分散投資により、世界経済の成長に沿った収益の獲得をめざします。

- 投資対象ファンドを通じて、国内外の株式・債券といった様々な資産に分散投資し、これらをうまく組み合わせることで中長期的に安定した収益の獲得をめざします。
- 今後も先進国の安定成長と新興国の高い経済成長が見込まれることから、投資対象の多様化により、世界経済の成長果実をじっくりと享受することをめざします。

2. オルタナティブ運用の組入れにより、下振れリスクの抑制をめざします。

- 市場の動きにかかわらず収益の獲得をめざすヘッジファンド^{※1}等のオルタナティブ運用^{※2}を効果的に組み合わせることで、下振れリスクの抑制をめざします。

※1 実質的に金利、為替、株式、債券、商品等に対して裁定取引やデリバティブ取引等の様々な手法を活用して市場の動きにかかわらず収益の獲得をめざすファンドを指します。

※2 株式や債券等の伝統的資産とは異なる資産への投資をいいます。具体的な投資対象は、リート、バンクローン、コモディティ、ヘッジファンド等があり、一般に株式や債券等との価格連動性(相関性)が低く、分散投資効果があるとされています。なお、オルタナティブ運用では、世界経済の成長に沿った収益の獲得をめざした運用をおこなうこともあります。

3. 市場環境の変化に対応して、適切なポートフォリオへの見直しをおこないます。

- 各資産および各投資対象ファンドへの投資割合は、各資産の期待リターンやリスク、各資産間の値動きの関係(相関関係)、各投資対象ファンドのリターン・リスク特性等をもとに決定します。また、各資産および各投資対象ファンドへの投資割合の定期的な見直しをおこなうほか、市場環境等の変化に応じた調整をおこないます。
- 投資割合の決定にあたっては、先進国債券、新興国債券およびバンクローン等を投資対象とし、為替ヘッジをおこなうことで為替変動リスクの低減をはかるファンドを国内債券と位置づける場合があります。

ファンドは中長期的に安定的な収益を獲得することをめざして、市場環境等の変化に応じた運用をおこなうため、投資対象とする資産およびファンドを限定していません。また、それらへの投資比率もあらかじめ定めているものでもありません。

したがって、運用者の判断で投資対象とする資産やファンドを追加・除外したり、それらへの投資比率を変更する運用をおこないます。

4. 運用目的・リスク許容度に応じて2つのファンドから選択できます。

	「株式」「リート」「コモディティ」 への投資割合の合計 ^{※3}	運用の特徴
スカイオーシャン・コアラップ(安定型) ^{※4}	原則50%未満	安定性を重視
スカイオーシャン・コアラップ(成長型)	原則75%未満	安定性と収益性の バランスを重視

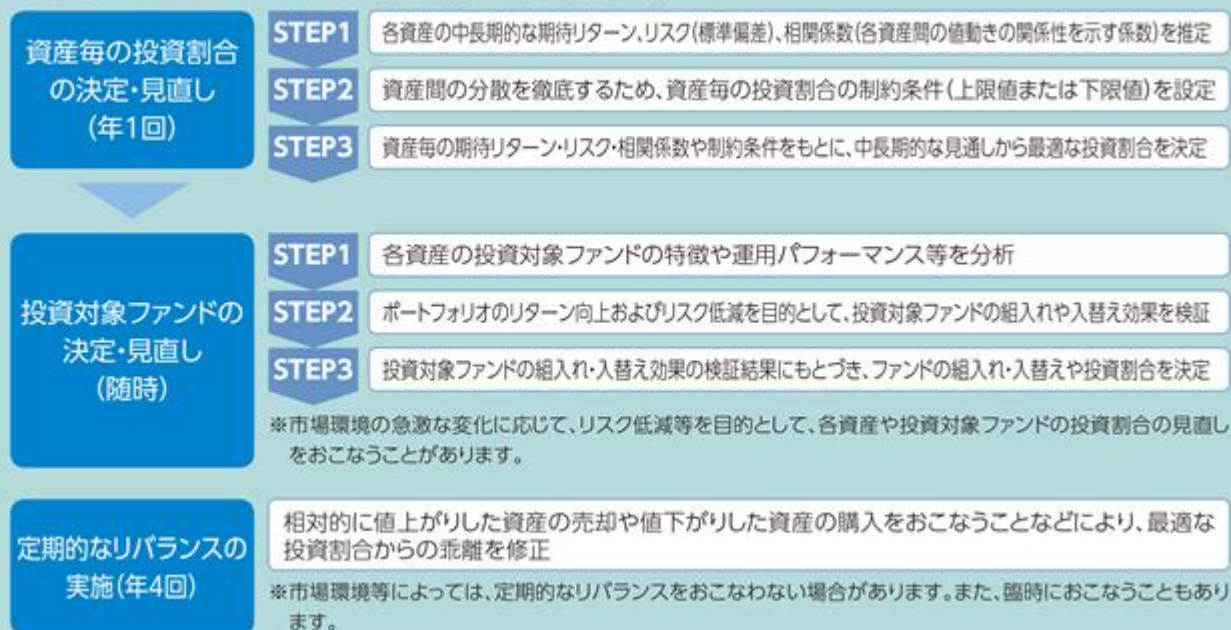
3 純資産総額に対する投資対象ファンドへの投資割合の合計です。なお、当該投資割合には、ヘッジファンドに投資する投資対象ファンドが含まれていないため、ヘッジファンドへの投資割合が高くなる可能性があります。ヘッジファンドには特有のリスクがありますので、後掲「3 投資リスク（1）ファンドリスク ヘッジファンドの運用手法に係るリスク」を十分にお読みください。

4 「安定型」とは元本保証等を意味するものではなく、「成長型」と比較して安定的な運用をめざすファンドであることを意味しています。

- 市場環境に急激な変動があった場合、あるいはそれが予想される場合には、上記の制限を超えた投資割合とする場合があります。

ポートフォリオ構築プロセス

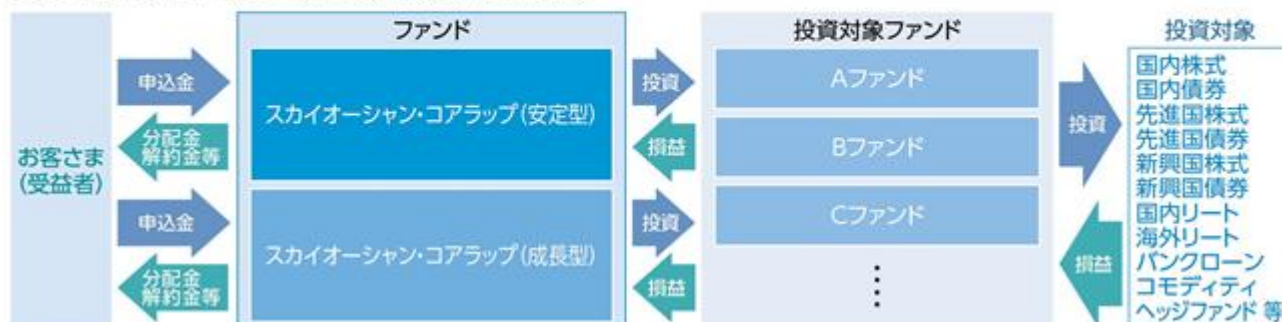
● 運用にあたっては、三井住友信託銀行から投資助言を受けます。



※ 上記プロセスは、今後変更となる場合があります。

ファンドの仕組み

ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



投資対象ファンドの概要につきましては、後掲「2 投資方針（2）投資対象（参考）投資対象ファンドの概要」をご覧ください。



ファンド・オブ・ファンズ方式とは

お客さまからお預かりした資金を、直接株式や債券といった資産に投資するのではなく、株式や債券等に投資している複数の投資信託に投資して運用をおこなう仕組みです。

分配方針

- 年1回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。
ただし、分配をおこなわないことがあります。
 - 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

おもな投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資はおこないません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- デリバティブの直接利用はおこないません。

〈ご参考情報〉

バンクローン

銀行などの金融機関が、事業拡大などのために資金調達を希望する企業などに対しておこなう融資（ローン）を指します。一般的に、バンクローンは投資適格未満の格付を有する企業への変動金利のローンです。

コモディティ

金や原油、穀物などの「商品」のことです。商品への投資に際しては、商品インデックスに連動する仕組み債券に投資するファンドなどがあります。

ヘッジファンド

ヘッジとは元々“回避する”という意味で、投資対象資産の価格変動にともなうリスクを回避する投資行動のことをいいます。裁定取引やデリバティブ取引（先物取引、オプション取引等）等を活用して実質的に金利・債券・株式・リート・コモディティ等に投資をおこないます。市場環境にかかわらず収益（絶対収益）を追求するファンド*などがあります。
*特定の市場の動向にかかわらず収益を追求することを目標として運用をおこなうファンドのことで、絶対に収益が得られるという意味ではありません。

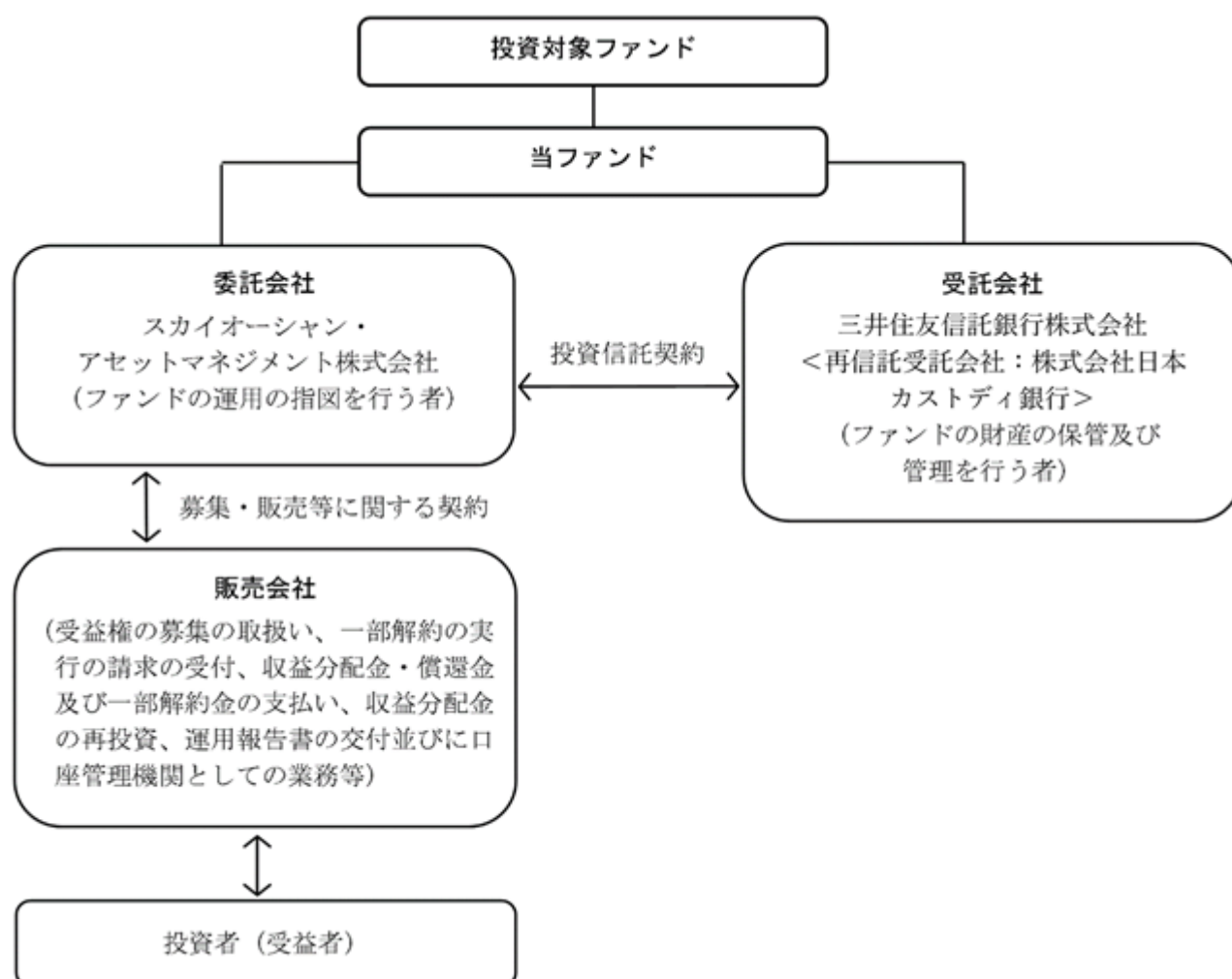
資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

2015年5月26日 当ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

当ファンドの仕組み及び関係法人



委託会社の概況（2021年7月30日現在）

イ．資本金の額：3億円

ロ．委託会社の沿革

2014年11月25日：スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社設立

2015年4月3日：投資運用業の登録（登録番号：関東財務局長（金商）第2831号）

ハ．大株主の状況

株 主 名	住 所	持株数	持株比率
株式会社横浜銀行	横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	20,400株	34%
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	12,600株	21%
株式会社京都銀行	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地	9,000株	15%
株式会社群馬銀行	群馬県前橋市元総社町194番地	9,000株	15%
株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ	東京都新宿区新宿五丁目9番2号	9,000株	15%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

基本方針

当ファンドは、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。なお、投資対象とするファンドは、当該ファンドの投資対象資産及び投資手法等を考慮して選定しております。

投資対象

別に定める投資信託証券（以下、「投資対象ファンド」といいます。）を主要投資対象とします。このほか、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

投資態度

イ．主として、国内株式、国内債券、先進国株式、先進国債券、新興国株式、新興国債券、国内不動産投資信託証券（以下「国内リート」といいます。）、海外不動産投資信託証券（以下「海外リート」といいます。）、貸付債権（以下「バンクローン」といいます。）、コモディティ*1、ヘッジファンド*2及びその他の様々な資産を実質的な投資対象とする投資対象ファンドに分散投資します。

*1：コモディティを実質的な投資対象とする投資対象ファンドとは、実質的にコモディティリンク債券やコモディティ関連デリバティブ等を活用するファンドを指します。

*2：ヘッジファンドを実質的な投資対象とする投資対象ファンドとは、実質的に金利、債券、株式、リート、為替、コモディティ等に対する裁定取引やデリバティブ取引等を積極的に活用するファンド、又は各種ヘッジファンド指数に概ね連動する投資成果を目標とするファンドを指します。

ロ．各資産及び各投資対象ファンドへの投資割合は、各資産の期待リターンやリスク、各資産間の相関係数、各投資対象ファンドのリターン・リスク特性等をもとに決定します。各資産及び各投資対象ファンドへの投資割合は定期的な見直しを行うほか、市場環境等に応じて調整を行います。また適宜リバランスを行います。なお、全ての資産及び投資対象ファンドに投資するとは限りません。

投資割合の決定にあたっては、先進国債券、新興国債券及びバンクローン等を投資対象とし、為替ヘッジを行うことで為替変動リスクの低減を図るファンドを国内債券と位置づける場合があります。

ハ．国内株式、先進国株式、新興国株式、国内リート、海外リート、コモディティを実質的な投資対象とする投資対象ファンドへの投資割合の合計は純資産総額に対して、以下の割合とします。

スカイオーシャン・コアラップ（安定型）	スカイオーシャン・コアラップ（成長型）
50%未満	75%未満

なお、市場環境に急激な変動があった場合、あるいはそれが予想される場合には、上記の制限を超えた投資割合とする場合があります。

ニ．投資対象ファンドについては、定性・定量評価等により適宜見直しを行います。この際、投資対象ファンドとして定められていた投資信託証券が投資対象ファンドから除外されたり、新たな投資信託証券が投資対象ファンドとして定められることがあります。

- ホ．投資対象ファンドの選定、各資産及び各投資対象ファンドへの投資割合について、三井住友信託銀行株式会社の投資助言を受けます。
- ヘ．投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。
- ト．当ファンドでは原則として為替ヘッジを行いません。ただし、外貨建資産について為替ヘッジを行う投資信託証券を組み入れる場合があります。
- チ．資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

イ．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形

ロ．次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
2. 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、上記1の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券及び短期社債等を除きます。）
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記3の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）及び債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

金融商品の指図範囲

イ．委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

ロ．上記の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記イに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

当ファンドが、当ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性のある投資対象ファンドの概要は、下記「（参考）投資対象ファンドの概要」に記載されている通りです。

（参考）投資対象ファンドの概要

全ての投資対象ファンドに投資するとは限りません。また、投資対象ファンドについては、定性・定量評価等により適宜見直しを行います。

以下の内容は、2021年7月30日（ ）のファンドに関しては2021年10月12日）現在、委託会社が知り得る情報に基づいて作成しておりますが、今後、記載内容が変更となることがあります。

1. FOFs用国内株式インデックス・ファンドS（適格機関投資家専用）

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、東証株価指数（TOPIX）（ ）と連動する投資成果を目標として運用を行います。
主要投資対象	国内株式インデックス マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	マザーファンド受益証券への投資を通じて、東京証券取引所市場第一部に上場されている銘柄に分散投資を行い、東証株価指数（TOPIX）に連動する投資成果を目標として運用を行います。 株式の実質投資割合は、原則として、100%に近い状態を維持します。 投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の実質組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の実質時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

主な投資制限	株式への実質投資割合には制限を設けません。 新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資は行いません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限ります。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク	東証株価指数（TOPIX）
決算日	年1回：5月29日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.198%（税抜 年0.18%）
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2018年10月11日
信託期間	原則として、2018年10月11日から2028年5月29日
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

「東証株価指数（TOPIX）」とは、株式会社東京証券取引所（以下「東証」）が算出、公表する指数で、東京証券取引所市場第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象とした時価総額加重型の株価指数です。同指数は、東証の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関する全ての権利は、東証が有しています。なお、東証は、ファンドの設定又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

2022年4月4日に東証は、「市場第一部・市場第二部・マザーズ・JASDAQ（スタンダード・グロース）」の4つの市場区分を「プライム市場・スタンダード市場・グロース市場」の3つの市場区分に見直すこととしております。これに伴い東証の市場区分に関する記載内容を変更する予定です。詳細は日本取引所グループのホームページをご確認ください。

2. 国内株式アクティブバリューファンド（適格機関投資家専用）

運用会社	日興アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、長期的な観点からわが国の株式市場全体（東証株価指数（TOPIX）（ ））の動きを上回る投資成果の獲得を目指して運用を行ないます。
主要投資対象	アクティブバリュー マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	主として、マザーファンド受益証券に投資を行ない、長期的な観点からわが国の株式市場全体（東証株価指数（TOPIX））の動きを上回る投資成果の獲得を目指して運用を行ないます。 マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を保つことを原則とします。なお、資金動向等によっては組入比率を引き下げることもあります。 株式以外の資産への実質投資割合（マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした割合を含みます。）は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。 ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資は行ないません。 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
ベンチマーク	東証株価指数（TOPIX）
決算日	年1回：10月25日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行ないます。 分配対象額は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。 留保益は、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.517%（税抜 年0.47%）

信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2018年9月28日
信託期間	原則として、2018年9月28日から2028年10月25日
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

「東証株価指数（TOPIX）」は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、指数採用銘柄の浮動株調整後の時価総額を指数化したものです。

TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、指数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が有します。

* TOPIXの構成銘柄は、現行の市場区分において、東京証券取引所第一部に上場されている全銘柄が対象となります。（有価証券届出書提出日現在）

3. FOFs用日本債券ツイン戦略ファンドS（適格機関投資家専用）

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います
主要投資対象	日本債券ツイン戦略マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の公社債に投資しつつ、国債先物取引及び国債に係る選択権付債券売買取引を行うことでNOMURA-BPI総合（ ）を上回る投資成果を目指します。 ポートフォリオは、クレジット戦略に基づいて事業債を中心とした銘柄選択を行い、金利戦略に基づいてデュレーション等を調整しながら構築します。 なお、金利戦略においては、国債先物取引や国債に係る選択権付債券売買取引を活用します。 債券への実質投資割合は、原則として高位を維持します。 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

主な投資制限	株式への実質投資は、転換社債を転換したもの及び新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限ります。）の行使、株式分割、株主割当又は社債権者割当により取得したものに限ることとし、実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資は行いません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限ります。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク	NOMURA-BPI総合
決算日	年1回：2月21日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.187%（税抜 年0.17%）
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2019年10月18日
信託期間	無期限
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

「NOMURA-BPI総合」とは、野村證券株式会社が公表する、日本の公募債券流通市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数の知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指数を用いて行われる三

井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いませ
ん。

4. FOFs用世界物価連動債ファンドS（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）（ ）

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	日本を除く世界のインフレ連動国債（物価連動国債）に投資する「世界物価連動債 マザーファンド 為替ヘッジあり（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を除く世界のインフレ連動国債（物価連動国債）に投資し、ブルームバーグ世界インフレ連動国債インデックス（除く日本、円ヘッジベース）（ ）に連動する投資成果を目指します。 インフレ連動国債（物価連動国債）への実質投資割合は、原則として高位を維持します。 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジにより、為替変動リスクの低減を目指します。 運用の効率化をはかるため、債券先物取引等を活用することがあります。このため、債券の組入総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

主な投資制限	株式への投資は転換社債を転換したもの及び新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限りま。す。）の行使、株式分割、株主割当又は社債権者割当により取得したものに限ることとし、実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限ります。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク	ブルームバーグ世界インフレ連動国債インデックス（除く日本、円ヘッジベース）
決算日	年1回：1月17日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.198%（税抜 年0.18%）
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2017年3月31日
信託期間	原則として、2017年3月31日から2027年1月18日
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

「ブルームバーグ世界インフレ連動国債インデックス」とは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社が開発、算出、公表をおこなうインデックスであり、世界の物価連動国

債市場のパフォーマンスをあらわします。「円ヘッジベース」は、対円の為替ヘッジを考慮して算出した指数です。

Bloomberg[®]および「ブルームバーグ世界インフレ連動国債インデックス」は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピー、および同インデックスの管理者であるBloomberg Index Services Limitedをはじめとする関連会社のサービスマークであり、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社による特定の目的での使用のために使用許諾されています。

5. マニユライフF0Fs用日本債券ストラテジックファンド（適格機関投資家専用）

運用会社	マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社
運用の基本方針	主としてわが国の公社債に投資し、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	主としてマニユライフ・日本債券ストラテジック・アクティブ・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資します。なお、コマーシャル・ペーパーなど短期金融商品等に直接投資する場合があります。
投資態度	マザーファンド受益証券を主たる投資対象とします。 NOMURA-BPI総合（ ）を参考指数として、ユーロ円債を含む円建て公社債のうち、主として投資適格債券に実質的に投資することによって、中長期的に同指標を上回る運用を目指します。 マザーファンドの受益証券の組入比率は原則として高位を保ちます。 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。
主な投資制限	債券への実質投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への投資は行いません。 有価証券先物取引等の直接利用は行いません。 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除く）への投資は行いません。 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。 同一銘柄の株式、転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 信用取引、空売り、有価証券の借入れは行いません。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	年1回：3月5日（休業日の場合は翌営業日）

収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 収益分配金額は、委託者が基準価額の水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。 留保益（収益分配に充てず信託財産内に留保した利益）については、特に制限を設けず運用の基本方針に基づき運用を行います。								
信託報酬	毎年3月および9月の最終営業日における日本相互証券株式会社の発表する新発10年固定利付国債の利回り（終値）に応じて以下の通りとし、当該最終営業日の翌月の21日以降で、前日が営業日である最初の営業日から適用するものとします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>新発10年固定利付国債の利回り</th><th>信託報酬</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.5%未満の場合</td><td>年率0.264%（税抜 0.24%）</td></tr> <tr> <td>0.5%以上1%未満の場合</td><td>年率0.297%（税抜 0.27%）</td></tr> <tr> <td>1%以上の場合</td><td>年率0.33%（税抜 0.3%）</td></tr> </tbody> </table>	新発10年固定利付国債の利回り	信託報酬	0.5%未満の場合	年率0.264%（税抜 0.24%）	0.5%以上1%未満の場合	年率0.297%（税抜 0.27%）	1%以上の場合	年率0.33%（税抜 0.3%）
新発10年固定利付国債の利回り	信託報酬								
0.5%未満の場合	年率0.264%（税抜 0.24%）								
0.5%以上1%未満の場合	年率0.297%（税抜 0.27%）								
1%以上の場合	年率0.33%（税抜 0.3%）								
信託財産留保額	該当事項はありません。								
設定日	2019年10月10日								
信託期間	原則として無期限								
受託会社	三井住友信託銀行株式会社								

「NOMURA-BPI総合」とは、野村證券株式会社が公表する、日本の公募債券流通市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数の知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指数を用いて行われるマニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

6. 明治安田F0Fs用日本債券アクティブ戦略ファンド（適格機関投資家専用）（ ）

運用会社	明治安田アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	主として、邦貨建ての国債、政府保証債、地方債、利付金融債、社債等に実質的に投資し、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
主要投資対象	明治安田日本債券アクティブ・マザーファンド（以下、「マザーファンド」ということがあります）受益証券を主要投資対象とします。

投資態度	主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、邦貨建ての国債、政府保証債、地方債、利付金融債、社債等へ分散投資を行い、信託財産の長期的な成長を目指します。 「NOMURA-BPI総合」（ ）をベンチマークとしてこれを中長期的に上回る投資成果を目指します。 信用リスクの低減を図るため、原則として取得時に信用ある格付会社によるBBB格相当以上の格付を有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると判断した公社債に投資します。 債券市場は、長期的には経済のファンダメンタルズによって変動するという考えを基本としファンダメンタルズ分析を重視したアクティブ運用を行います。 マクロ経済分析をベースとした金利の方向性予測等に基づき、市況動向やリスク分散等を勘案して、デュレーションの調整、イールドカーブポジショニングのコントロールを行います。 公社債の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資は行いません。 デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
ベンチマーク	NOMURA-BPI総合
決算日	年1回：5月15日（休業日の場合は翌営業日）

収益の分配	毎年5月15日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。 収益分配金にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年率0.264%以内（税抜 0.24%以内）
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2021年9月30日
信託期間	無期限
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

「NOMURA-BPI総合」は、日本国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表すために、野村證券株式会社によって計算、公表されている投資収益指数で、野村證券株式会社の知的財産です。野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

7. FOFs用外国株式インデックス・ファンドS（適格機関投資家専用）

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、日本を除く世界の主要国の株式市場の動きをとらえることをめざして、MSCI コクサイ・インデックス（円ベース）（ ）に連動する投資成果を目標として運用を行います。
主要投資対象	外国株式インデックス マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	マザーファンド受益証券への投資を通じてMSCI コクサイ・インデックスを構成している国の株式に分散投資を行い、MSCI コクサイ・インデックス(円ベース)の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。 株式の実質組入比率は、原則として、100%に近い状態を維持します。 実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。 運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

主な投資制限	株式への実質投資割合には制限を設けません。 新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限ります。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク	MSCI コクサイ・インデックス（円ベース）
決算日	年1回：5月29日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.198%（税抜 年0.18%）
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2015年5月20日
信託期間	原則として、2015年5月20日から2025年5月29日
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

「MSCI コクサイ・インデックス（円ベース）」とは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

8. グローバル株式コンセンストリート・ファンド（適格機関投資家専用）

運用会社	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社
運用の基本方針	投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行うことを基本とします。
主要投資対象	グローバル・フランチャイズ・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。 当該マザーファンドの委託会社（運用会社）であるモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社は、その運用の指図に関する権限をモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドに委託します。
投資態度	マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の株式に投資を行い、投資信託財産の長期的な成長を目指します。 有力な無形資産（特許、著作権、ブランド等）を有し、中長期的に株主価値の高い成長をもたらすことが期待される企業を厳選して投資を行います。 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 資金状況、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合もあります。
主な投資制限	株式への実質投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 新株引受権証券ならびに新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の新株引受権証券ならびに新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	年1回：4月15日（休業日の場合は翌営業日）

収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額等の場合には委託者の判断で分配を行わないことがあります。 収益の分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.814%（税抜 年0.74%）
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2020年3月25日
信託期間	無期限
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

9. ブランディワイン・グローバル株式ファンド（適格機関投資家専用）（ ）

運用会社	フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社
運用の基本方針	当ファンドは、主に「ブランディワイン・グローバル・オポチュニスティック株式・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます）受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の金融商品取引所に上場している株式及び不動産投資信託を含む投資信託証券に投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指します。
主要投資対象	マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。 < マザーファンドの投資対象 > 日本を含む世界各国の金融商品取引所に上場している株式及び不動産投資信託を含む投資信託証券を主要投資対象とします。

投資態度	マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を目指します。 MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス（税引後配当込み、円換算ベース）（ ）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る投資成果を目指します。ただし、この目標の達成を約束するものではありません。 マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。 資金動向や市場動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。 <マザーファンドの投資態度> 主として、日本を含む世界各国の金融商品取引所に上場している株式及び不動産投資信託を含む投資信託証券に投資を行います。 MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス（税引後配当込み、円換算ベース）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る投資成果を目指します。ただし、この目標の達成を約束するものではありません。 マクロ分析に基づくトップダウンの投資判断と、ボトムアップの個別銘柄分析に基づく銘柄選択を合わせて、本源的価値に比べて割安と判断される銘柄を厳選し、ポートフォリオを構築します。 原則として対円での為替ヘッジを行いません。ただし、見通しに基づいて米ドルを基準として相対的な魅力度を判断して、外国為替の予約取引等を通じて個別株式選択の結果とは異なる通貨配分とする場合があります。 資金動向や市場動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。 運用の指図に関する権限をブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメント・エルエルシーに委託します。
------	---

主な投資制限	株式への実質投資割合には、制限を設けません。 新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約券証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 同一銘柄の転換社債等への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 投資信託証券（マザーファンド受益証券及び上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 為替予約の利用及びデリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定しません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
ベンチマーク	MSCI オール・カンントリー・ワールド・インデックス（税引後配当込み、円換算ベース）
決算日	年1回：9月15日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	原則、毎決算時に分配を行います。 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。）及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。 分配金は、決算日から起算して5営業日以内に支払われます。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.671%（税抜 年0.61%）
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2021年9月24日
信託期間	無期限
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

「MSCI オール・カンントリー・ワールド・インデックス」とは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、日本を含む世界の主要先進国・新興国の株式で構成されています。MSCI オール・カンントリー・ワールド・インデックス（税引き後配当込み、円換算ベース）は、MSCI オール・カンントリー・ワールド・インデックス（税引き後配当込み、ドルベース）をもとに、フランクリン・テンブルトン・ジャパン株式会社が独自に円換算したものです。MSCI オール・カンントリー・ワールド・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権は、全てMSCI Inc. に帰属します。MSCIでは、かかるデータに基づく投資による損失に一切責任を負いません。

10. Capital Group New Economy Fund (LUX) Class ZL ()

運用会社	Capital Research & Management Company
運用の基本方針	投資信託財産の長期的な成長を目指します。
主要投資対象	世界各国の株式を主要投資対象とします。
投資態度	主として世界各国の金融商品取引所（これに準ずるものを含みます。）に上場され、またはその他の規制ある市場で取引されている株式に投資を行い、投資信託財産の長期的な成長を目標とします。 市場動向によっては、非上場株式および債券等に投資を行う場合があります。 市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	原則として同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 原則として同一銘柄の転換社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 原則として同一銘柄の新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 純資産総額の10%を超えての借入れは、行いません。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	毎年12月31日
収益の分配	無分配
信託報酬	年率0.675%以内 その他、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料及びデリバティブ取引に要する費用等が投資信託財産から支弁されることがあります。
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2019年11月7日
関係法人	・ 管理会社（マネージャー） Capital International Management Company Sàrl ・ 投資顧問会社（インベストメントアドバイザー） Capital Research & Management Company ・ 管理事務代行会社（アドミニストレーター） J. P. Morgan Bank Luxembourg S.A. ・ 名義書換事務受託会社（トランスファーエージェント） J. P. Morgan Bank Luxembourg S.A. ・ 保管受託銀行（カストディ） J. P. Morgan Bank Luxembourg S.A.

11. FOFs用外国債券インデックス・ファンドS（適格機関投資家専用）

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）（ ）と連動する投資成果を目標として運用を行います。

主要投資対象	外国債券インデックス マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	マザーファンド受益証券への投資を通じて日本を除く世界の主要国の公社債を中心に投資を行い、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）をベンチマークとし、その動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。 実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いません。 運用の効率化をはかるため、債券先物取引等を活用することがあります。このため、債券の組入総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限りです。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
決算日	年1回：5月29日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.198%（税抜 年0.18%）
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2015年5月20日
信託期間	原則として、2015年5月20日から2025年5月29日

受託会社	三井住友信託銀行株式会社
------	--------------

「FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

12. フィデリティ外国債券アクティブ・セレクト・ファンド（適格機関投資家専用）（ ）

運用会社	フィデリティ投信株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、利息等収入の確保と値上がり益の追求による投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行ないます。
主要投資対象	フィデリティ・外国債券・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。
投資態度	フィデリティ・外国債券・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、世界各国の投資適格債券（除く日本円）を主要な投資対象とし、利息等収入の確保と値上がり益の追求による投資信託財産の長期的な成長を目的として運用を行ないます。 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行ないません。 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
主な投資制限	株式への実質的な直接投資は、原則として行ないません。ただし、転換社債の転換ならびに新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものを除きます。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	年1回：4月30日（休業日の場合は翌営業日）

収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます
信託報酬	純資産総額に対し、年0.451%（税抜 年0.41%）
信託財産留保額	解約申込受付日の翌営業日の基準価額に0.1%の率を乗じて得た額
設定日	2021年7月16日
信託期間	原則無期限
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

13. Wellington Emerging Markets Research Equity Fund Class J

運用会社	Wellington Management Company LLP
運用の基本方針	投資信託財産の中長期的な成長を目指します。
主要投資対象	金融商品取引所等に上場されている新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。 この投資信託においては、新興国に所在する企業のほか、新興国に資産を保有している企業、新興国で生産された商品・サービスによる収入の割合が高い企業、新興国に対する商品・サービスの販売による収入の割合が高い企業等にも投資します。
投資態度	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（ ）の騰落率を上回る投資成果を追求します。 ポートフォリオは、カンントリー・アロケーションおよび業種別アナリストの個別銘柄選択による、ファンダメンタルズ分析に基づくボトム・アップ・アプローチで構築します。 株式への投資割合は、原則として高位を維持します。 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

主な投資制限	投資信託証券（上場投資信託を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 投資信託財産の純資産総額を超える有価証券（現物に限ります）の空売りは行いません。 投資信託財産の純資産総額の10%を超える借り入れは行いません。 運用会社が他に運用する投資信託の保有分を合算して、いずれか一発行会社（投資法人を含みます。）の発行済株式総数の50%超を超える株式（投資法人が発行する投資証券を含みます。）を取得しないものとします。 流動性に欠ける資産への投資は、投資信託財産の純資産総額の15%以下とします。 受益者の保護に欠け、若しくは投資信託財産の適正を害する取引は行いません。
ベンチマーク	MSCI エマージング・マーケット・インデックス
決算日	毎年12月31日
収益の分配	該当事項はありません。
信託報酬	年率0.80%以内 なお、この報酬率には投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、資産の保管等に要する諸費用、立替金の利息、借入金の利息、借入枠（コミットメントライン）に係る費用、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等およびデリバティブ取引に要する費用等ならびに投資信託証券の設立・運営・運用等に要する諸費用等が含まれます。
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2018年5月30日
関係法人	・ 管理会社（マネージメントカンパニー） Wellington Luxembourg S.a r.l. ・ 運用会社（インベストメントマネージャー） Wellington Management Company LLP ・ 預託機関（デポジタリー） State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch ・ 管理事務代行会社（アドミニストレーター） State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch ・ 名義書換事務受託会社（トランスファーエージェント） State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch

「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」とは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

14. FOFs用新興国債券インデックス・ファンドS（適格機関投資家専用）

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
------	-------------------------

運用の基本方針	この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	新興国債券インデックス マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として新興国の現地通貨建て債券に投資し、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）（ ）に連動する投資成果を目指します。 実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。 投資信託財産に属する資産の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引、金利に係るオプション取引、通貨に係る先物取引及び通貨に係るオプション取引並びに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。また、異なった通貨、異なった受取金利又は異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引、並びに金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

主な投資制限	株式への投資は転換社債を転換したもの及び新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限ります。）の行使、株式分割、株主割当又は社債権者割当により取得したものに限ることとし、実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限ります。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク	JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）
決算日	年1回：11月10日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.198%（税抜 年0.18%）
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2018年3月30日
信託期間	原則として、2018年3月30日から2025年11月10日
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド」とは、新興国の現地通貨建債券市場の動向を測るためにJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが開発した、時価総額ベースの債券インデックスです。「円換算ベース」

は、米ドルベース指数をもとに、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が独自に円換算したものです。同指数に関する商標・著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

15. FOFs用世界ハイインカム入替戦略ファンドS（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	主として日本を含む世界各国の債券（国債、州政府債、政府保証債、国際機関債等をいいます。以下同じ。）に投資する世界ハイインカム入替戦略マザーファンド 為替ヘッジあり（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を含む世界各国の債券に投資します。 ポートフォリオの構築に当たっては主として日本を含む世界各国の債券の中から、格付、流動性、財政健全度、為替ヘッジコスト控除後の金利水準等にかかる評価・分析を行い投資対象国及び各銘柄への実質投資割合を決定します。 債券への実質投資割合は、原則として高位を維持します。 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行うことにより為替変動リスクの低減を目指します。 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

主な投資制限	株式への投資は転換社債を転換したもの及び新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限ります。）の行使、株式分割、株主割当または社債権者割当により取得したものに限ることとし、実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 デリバティブ取引等（（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限りま。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	年1回：9月17日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.198%（税抜 年0.18%）
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2015年5月20日
信託期間	原則として、2015年5月20日から2025年9月17日
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

16. LM・ウエスタン・グローバル債券ファンド（適格機関投資家専用）（ ）

運用会社	フランクリン・テンブルトン・ジャパン株式会社
------	------------------------

運用の基本方針	当ファンドは、主に「LM・ウエスタン・グローバル債券マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます）受益証券への投資を通じて、主に日本を除く世界の公社債に実質的に投資を行うことにより、信託財産の中長期的成長を目指します。
主要投資対象	マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。 ＜マザーファンドの投資対象＞ 主に日本を除く世界の公社債を主要投資対象とします。
投資態度	マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。 ブルームバーグ・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円換算ベース）（ ）をベンチマークとします。 マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。 資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 ＜マザーファンドの投資態度＞ 主に、日本を除く世界の公社債に投資します。 ブルームバーグ・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円換算ベース）をベンチマークとします。 原則として、取得時において1社以上の格付機関から投資適格（BBB－ / Baa3）以上の長期格付けが付与された、あるいはこれに相当する信用力をもつと運用者が判断する公社債を主要な投資対象としますが、取得時において信託財産の20%を上限としてこれを下回る信用力の公社債に投資することがあります。 外貨建資産の為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、通貨見通しに基づいて相対的に魅力があると判断される通貨に、為替予約取引等を通じて資産配分することがあります。 資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 運用の指図に関する権限を下記投資顧問会社に委託します。 ・ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（在米国） ・ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド（在英国） ・ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ディーティーブイエム・リミターダ（在ブラジル） ・ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーイー・リミテッド（在シンガポール） ・ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド（在オーストラリア） ・ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社

主な投資制限	株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 同一銘柄の転換社債等への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 投資信託証券（マザーファンド受益証券及び上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 為替予約の利用及びデリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
ベンチマーク	ブルームバーグ・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円換算ベース）
決算日	年1回：10月9日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	原則、毎決算時に分配を行います。 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。）及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。 分配金は、決算日から起算して5営業日以内に支払われます。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.33%（税抜 年0.3%）
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2018年10月10日
信託期間	無期限
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

「ブルームバーグ・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円換算ベース）」は、ブルームバーグ・グローバル総合（日本円除く）インデックスをフランクリン・テンブルトン・ジャパン株式会社が独自に円換算したものです。

「Bloomberg®」およびブルームバーグ・グローバル総合（日本円除く）インデックスは、Bloomberg Finance L.P.および、同インデックスの管理者であるBloomberg Index Services Limitedをはじめとする関連会社（以下、総称して「ブルームバーグ」）のサービスマークであり、フランクリン・テンブルトン・ジャパン株式会社による特定の目的での使用のために使用許諾されています。ブルームバーグはフランクリン・テンブルトン・ジャパン株式会社とは提携しておらず、また、LM・ウエスタン・グローバル債券ファンド（適格機関投資家専用）を承認、支持、レビュー、推奨するものではありません。ブルームバーグは、LM・ウエスタン・グローバル債券ファンド（適格機関投資家専用）に関連するいかなるデータもしくは情報の適時性、正確性、または完全性についても保証しません。

17. FOFs用J-REITインデックス・ファンドS（適格機関投資家専用）

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、東証REIT 指数（配当込み）（ ）と連動する投資成果を目標として運用を行います。
主要投資対象	主としてわが国の取引所に上場している不動産投資信託証券（以下「上場不動産投資信託証券」ということがあります。）に投資するJ-REITインデックス マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	マザーファンド受益証券への投資を通じて、東証REIT 指数（配当込み）と連動する投資成果を目標として運用を行います。 マザーファンド受益証券への投資割合は、原則として高位を維持することを基本とします。 東証REIT 指数（配当込み）との連動を維持するため、国内において行われるわが国の不動産投信指数を対象とする先物取引及び外国の取引所における当該取引と類似の取引（以下「不動産投信指数先物取引」といいます。）を活用することがあります。このため、不動産投資信託証券の実質組入総額と不動産投信指数先物取引の買建玉の実質時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

主な投資制限	株式への実質投資割合には制限を設けません。 投資信託証券（上場不動産投資信託証券及び上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の上場不動産投資信託証券への実質投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。ただし、東証REIT 指数（配当込み）における時価の構成割合が10%を超える銘柄がある場合には、当該銘柄に東証REIT 指数（配当込み）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。 外貨建資産への投資は行いません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限ります。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク	東証REIT 指数（配当込み）
決算日	年1回：11月10日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.198%（税抜 年0.18%）
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2015年5月20日
信託期間	原則として、2015年5月20日から2025年11月10日
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

「東証REIT 指数（配当込み）」とは、株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）が算出、公表する指数で、東京証券取引所に上場しているREIT（不動産投資信託証券）全銘柄を対象とした時価総額加重型の指数です。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出したものです。

同指数の指数値及び同指数の商標は、東証の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関する全ての権利・ノウハウ及び同指数の商標に関する全ての権利は東証が有しています。

東証は、同指数の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、同指数の指数値の算出もしくは公表の停止又は同指数の商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。

東証は、同指数の指数値及び同指数の商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の同指数の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。

東証は、同指数の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また東証は、同指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

当ファンドは、東証により提供、保証又は販売されるものではありません。

東証は、当ファンドの購入者又は公衆に対し、当ファンドの説明、投資のアドバイスをする義務を負いません。

東証は、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社又は当ファンドの購入者のニーズを、同指数の指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。

以上の項目に限らず、東証は当ファンドの設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

18. FOFs用グローバルREITインデックス・ファンドS（適格機関投資家専用）

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、S&P 先進国REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）（ ）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。
主要投資対象	主として日本を除く世界各国の取引所に上場している不動産投資信託証券並びに取引所に準ずる市場で取引されている不動産投資信託証券（総称して以下「上場等不動産投資信託証券」といいます。）に投資するグローバルREIT インデックス マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	マザーファンド受益証券への投資を通じて、S&P 先進国REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）と連動する投資成果を目標として運用を行います。 マザーファンド受益証券への投資割合は、原則として高位を維持することを基本とします。 実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

主な投資制限	株式への実質投資割合には制限を設けません。 投資信託証券（上場等不動産投資信託証券及び上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の上場等不動産投資信託証券への実質投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。ただし、S&P 先進国REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における時価の構成割合が10%を超える銘柄がある場合には、当該銘柄にS&P 先進国REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限ります。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク	S&P 先進国REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）
決算日	年1回：11月10日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.198%（税抜 年0.18%）
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2015年5月20日
信託期間	原則として、2015年5月20日から2025年11月10日
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

「S&P 先進国REIT 指数（除く日本、配当込み）」とは、S&P Dow Jones Indices LLC（以下「SPDJI」）が公表する指数で、世界主要国に上場するREIT（不動産投資信託証券）及び同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて算出されます。「配当込み」指数は、配当収益を考慮し

て算出した指数です。「円換算ベース」は、ドルベース指数をもとに三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が独自に円換算した指数です。

S&P 先進国REIT 指数（以下「当インデックス」）はS&P Globalの一部門であるS&P Dow Jones Indices LLCの商品であり、これを利用するライセンスが三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に付与されています。Standard & Poor's^(R) およびS&P^(R) はS&P Globalの一部門であるStandard & Poor's Financial Services LLC（以下「S&P」）の登録商標で、Dow Jones^(R) はDow Jones Trademark Holdings LLC（以下「Dow Jones」）の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJI に、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社（総称して「S&P Dow Jones Indices」）によって支援、保証、販売、または販売促進されているものではありません。S&P Dow Jones Indices は、当ファンドの所有者またはいかなる一般人に対して、株式全般または具体的に当ファンドへの投資の妥当性、あるいは全般的な市場のパフォーマンスを追従するS&P 先進国REIT 指数の能力に関して、明示または黙示を問わず、いかなる表明または保証もしません。S&P 先進国REIT 指数に関して、S&P Dow Jones Indices と三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社との間にある唯一の関係は、当インデックスとS&P Dow Jones Indices またはそのライセンサーの特定の商標、サービスマーク、および商標名のライセンス供与です。S&P 先進国REIT 指数は三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社または当ファンドに関係なく、S&P Dow Jones Indices によって決定、構成、計算されます。S&P Dow Jones Indices は、S&P 先進国REIT 指数の決定、構成または計算において三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社または当ファンドの所有者の要求を考慮する義務を負いません。S&P Dow Jones Indices は、当ファンドの価格または数量、あるいは当ファンドの新規設定または販売のタイミングの決定、当ファンドが将来換金、譲渡、または償還される計算式の決定または計算に関して責任を負わず、またこれに関与したことはありません。S&P Dow Jones Indices は、当ファンドの管理、マーケティング、または取引に関して、いかなる義務または責任も負いません。S&P 先進国REIT 指数に基づく投資商品が、インデックスのパフォーマンスを正確に追従する、あるいはプラスの投資収益を提供する保証はありません。SPDJI は投資顧問会社ではありません。インデックスに証券が含まれることは、S&P Dow Jones Indices がかかる証券の売り、買い、またはホールドの推奨を意味するものではなく、投資アドバイスとして見なしてはなりません。

S&P Dow Jones Indices は、当インデックスまたはその関連データ、あるいは口頭または書面の通信（電子通信も含む）を含むがこれに限定されないあらゆる通信について、その妥当性、正確性、適時性、または完全性を保証しません。S&P Dow Jones Indices は、これに含まれる誤り、欠落または中断に対して、いかなる義務または責任も負わないものとします。S&P Dow Jones Indices は、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、当インデックスまたはそれに関連するデータの商品性、特定の目的または使用への適合性、それらを使用することによって三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社、当ファンドの所有者、またはその他の人物や組織が得られる結果について、一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合においても、S&P Dow Jones Indices は、利益の逸失、営業損失、時間または信用の喪失を含むがこれらに限定されない、間接的、特別、懲罰的、または派生的損害に対して、たとえその可能性について知らされていたとしても、契約の記述、不法行為、または厳格責任の有無を問わず、一切の責任を負わないものとします。S&P Dow Jones Indices のライセンサーを除き、S&P Dow Jones Indicesと三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社との間の契約または取り決めの第三者受益者は存在しません。

19. FOFs用グローバル・コモディティ（米ドル建て）・ファンドS（適格機関投資家専用）

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、世界の様々な商品（コモディティ）市況を捉えることを目的に、ブルームバーグ商品指数（円換算ベース）（ ）と概ね連動する投資成果をめざして運用を行います。
主要投資対象	主としてブルームバーグ商品指数の騰落率に償還価格が概ね連動する米ドル建て債券（以下「米ドル建て債券」といいます。）に投資するグローバル・コモディティ（米ドル建て）マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および米ドル建て債券を主要投資対象とします。
投資態度	マザーファンド受益証券への投資を通じて、もしくは米ドル建て債券へ直接投資することで、ブルームバーグ商品指数（円換算ベース）と概ね連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、マザーファンド受益証券及び米ドル建て債券の双方に投資することがあります。 米ドル建て債券への実質投資割合は、原則として高位とすることを基本とします。 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

主な投資制限	株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限ります。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	年1回：5月26日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.198%（税抜 年0.18%）
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2015年5月20日
信託期間	原則として、2015年5月20日から2025年5月26日
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

ブルームバーク商品指数は、ブルームバーク・ファイナンス・エル・ピー（Bloomberg Finance L.P.）およびその関係会社（総称して、「ブルームバーク」と）とUBS セキュリティーズ・エル・エル・シー（UBS Securities LLC）の共同商品で、現物商品の先物契約により構成され、商品市場全体の値動きを表します。

「円換算ベース」は、ドルベース指数をもとに三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が独自に円換算した指数です。

ブルームバーグ商品指数（Bloomberg Commodity IndexSM）および「ブルームバーグ（Bloomberg（^R））」は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピー（Bloomberg Finance L.P.）およびその関係会社のサービスマークであり、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社による一定の目的での利用のためにライセンスされています。ブルームバーグ商品指数（Bloomberg Commodity IndexSM）は、ブルームバーグとUBS セキュリティーズ・エル・エル・シー（UBS Securities LLC）の間の契約に従ってブルームバーグが算出し、配信し、販売するものです。ブルームバーグ、ならびにUBS セキュリティーズ・エル・エル・シーおよびその関係会社（以下「UBS」と総称します。）のいずれも、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の関係会社ではなく、ブルームバーグおよびUBSは、当ファンドを承認し、是認し、レビューまたは推奨するものではありません。ブルームバーグおよびUBS のいずれも、ブルームバーグ商品指数（Bloomberg Commodity IndexSM）に関連するいかなるデータまたは情報の適時性、正確性または完全性も保証するものではありません。

20. FOFs用ゴールド・ファンド 為替ヘッジあり（適格機関投資家専用）

運用会社	日興アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	主として、ゴールド・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資を行ない信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	主として、マザーファンド受益証券を通じて、金地金価格への連動をめざす上場投資信託証券に投資を行ない、信託財産の成長を目指して運用を行ないます。 マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を保つことを原則とします。なお、資金動向等によっては組入比率を引き下げることもあります。 実質外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、原則として対円での為替ヘッジを行ないます。 ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限	株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の総額の10%以下とします。 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	毎年7月8日（休業日の場合は、翌営業日）
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。 分配対象額は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含む）等の全額とします。 分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。 留保益は、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。
信託報酬	純資産総額に対し、年率0.143%（税抜0.13%）
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2017年9月29日
信託期間	原則として、2017年9月29日から2027年7月8日まで
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

21. BlueBay Investment Grade Absolute Return Bond Fund - クラスS-JPY

運用会社	BlueBay Asset Management LLP
運用の基本方針	主としてわが国を含む世界の投資適格債券に投資するとともに、デリバティブ取引及び為替予約取引を行うことで、絶対収益の獲得を目指します。
主要投資対象	わが国を含む世界の投資適格債券を主要投資対象とし、デリバティブ取引及び為替予約取引を主要取引対象とします。 なお、投資適格未満の格付の債券等に投資することもあります。

投資態度	主としてわが国を含む世界の投資適格債券に投資するとともに、デリバティブ取引及び為替予約取引を行うことで、絶対収益の獲得を目指します。なお、投資適格未満の格付の債券等に投資することもあります。 ポートフォリオの構築は、買建（ロングポジション）だけでなく売建（ショートポジション）でも行います。また、債券投資の代替手段としてデリバティブ取引を活用することがあります。 債券の組入総額とデリバティブ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。 組入外貨建資産について対円での為替ヘッジを行うことがあります。 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	投資適格債券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の50%以上とします。 投資信託証券（上場投資信託を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	毎年6月30日（休業日の場合は前営業日）
収益の分配	収益の分配は行いません。
信託報酬	年率0.74% なお、この報酬率には投資顧問会社の運用報酬の他、管理会社・管理事務代行会社・名義書換事務受託会社・保管受託銀行の報酬が含まれています。
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2011年5月24日
関係法人	・ 管理会社 BlueBay Funds Management Company S.A. ・ 投資顧問会社 BlueBay Asset Management LLP ・ 副投資顧問会社 BlueBay Asset Management USA LLC ・ 管理事務代行会社 / 名義書換事務受託会社 / 保管受託銀行 Brown Brothers Harriman (Luxembourg) S.C.A.

22. FOFs用 ピクテ マルチストラテジー リンクファンドS（適格機関投資家専用）

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	ピクテ マルチストラテジー リンク マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

投資態度	マザーファンドへの投資を通じて、主としてゴールドマン・サックス・インターナショナルによって設立された海外籍特別目的会社(SPC)の発行する円建債券（以下「円建債券」といいます。）に投資し、ピクテグループの運用会社が運用する外国投資信託証券「Pictet TR – Diversified Alpha」（以下「PTRディバーシファイド・アルファ・ファンド」といいます）の基準価額の値動きに概ね連動する投資成果を目指します。 PTRディバーシファイド・アルファ・ファンドは、世界の株式、債券、為替、等の多様な資産に対して、様々な投資手法を組み合わせることにより、中長期における収益の獲得を目指して運用を行うルクセンブルク籍投資信託証券です。 円建債券への実質投資割合は、原則として高位を維持します。 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への投資は転換社債を転換したもの及び新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限り、）の行使、株式分割、株主割当又は社債権者割当により取得したものに限り、）に限ることとし、実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資は行いません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限り、）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	年1回：10月10日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.198%（税抜 年0.18%）
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2016年1月20日

信託期間	原則として、2016年1月20日から2025年10月10日
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

23. FOFs用米国株式LSファンドS（適格機関投資家専用）

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	米国株式LSマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてUBS AG ロンドン支店が組成を取りまとめた海外籍特別目的会社（SPC）の発行する米ドル建債券（以下「米ドル建債券」といいます。）に投資し、米国の金融商品取引所等に上場している株式等の買建（ロングポジション）と売建（ショートポジション）を組み合わせたマーケット・ニュートラル戦略による運用 1 2を行います。 1 米ドル建債券への投資額のうち、マーケット・ニュートラル戦略による運用に用いられない余剰資金は、原則として米ドル建MMFもしくはそれに類するもの又は米ドル建公社債、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券もしくは短期金融商品等により運用されます。 2 マーケット・ニュートラル戦略による運用は、Two Sigmaグループの運用会社が計量モデルを活用することで運用します。 米ドル建債券への実質投資割合は、原則として高位を維持します。 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を目指します。 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への実質投資割合には制限を設けません。 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 デリバティブ取引等（金融商品取引法第2 条第20 項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	年1回：7月10日（休業日の場合は、翌営業日）

収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年率0.198%（税抜0.18%）
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2017年10月10日
信託期間	原則として、2017年10月10日から2025年7月10日まで
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

24．F0Fs用コモディティLSアルファ・ファンドS（適格機関投資家専用）

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	コモディティLSアルファ・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてブルームバーク商品指数（ ）の騰落率とブルームバーク商品フォワード指数（以下、「フォワード指数」 1といいます。）の騰落率の差に基づいて償還価格が決定される円建債券 2（以下、「円建債券」といいます。）に投資します。 1この投資信託においてフォワード指数とは、ブルームバーク商品指数と構成商品（エネルギー、穀物、非鉄、貴金属等に係る各種商品先物）及び構成比率を同一としながら、異なる限月の商品先物で構成された指数をいいます。 2運用効率の向上を目的として、主としてブルームバーク商品指数の騰落率に一定数を乗じた数値とフォワード指数の騰落率に一定数を乗じた数値の差に基づいて償還価格が決定される円建の債券に投資することがあります。なお、この場合、夫々の指数騰落率に乘じる一定数は同値とします。 円建債券への実質投資を通じて、ブルームバーク商品指数とフォワード指数の間でロング・ショート戦略に基づく運用を行い、絶対収益の獲得を目指します。 円建債券への実質投資割合は、原則として高位を維持します。 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

主な投資制限	株式への投資は転換社債を転換したもの及び新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限ります。）の行使、株式分割、株主割当又は社債権者割当により取得したものに限ることとし、実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10以下とします。 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資は行いません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限ります。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	年1回：5月26日（休業日の場合は、翌営業日）
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年率0.198%（税抜0.18%）
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2019年10月2日
信託期間	無期限
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

ブルームバーグ商品指数は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピー（Bloomberg Finance L.P.）およびその関係会社（総称して、「ブルームバーグ」）とUBS セキュリティーズ・エル・エル・シー（UBS Securities LLC）の共同商品で、現物商品の先物契約により構成され、商品市場全体の値動きを表します。

ブルームバーグ商品指数（Bloomberg Commodity IndexSM）および「ブルームバーグ（Bloomberg^{（R）}）」は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピー（Bloomberg Finance L.P.）およびその関係会社のサービスマークであり、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社による一定の目的での利用のためにライセンスされています。ブルームバーグ商品指数（Bloomberg Commodity IndexSM）は、ブルームバーグとUBS セキュリティーズ・エル・エル・シー（UBS Securities LLC）の間の契約に従ってブルームバーグが算出し、配信し、販売するものです。ブルームバーグ、ならびにUBS セキュリティーズ・エル・エル・シーおよびその関係会社（以下「UBS」と総称します。）のいずれも、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の関係会社ではなく、ブルームバーグおよびUBSは、当ファンドを承認し、是認し、レビューまたは推奨するものではありません。ブルームバーグおよびUBS のいずれも、ブルームバーグ商品指数（Bloomberg Commodity IndexSM）に関連するいかなるデータまたは情報の適時性、正確性または完全性も保証するものではありません。

25. ノムラF0Fs用 日本株ベータヘッジ戦略ファンド（適格機関投資家専用）

運用会社	野村アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
主要投資対象	日本成長株投資マザーファンド受益証券および野村日本株最小分散ポートフォリオ マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、東証株価指数（TOPIX）を対象とした株価指数先物取引（以下、「株価指数先物取引」といいます。）を主要取引対象とします。 <日本成長株投資マザーファンドの投資対象> わが国の株式を主要投資対象とします。 <野村日本株最小分散ポートフォリオ マザーファンドの投資対象> わが国の株式を主要投資対象とします。

投資態度	各マザーファンド受益証券に投資を行なうとともに、株価指数先物取引を活用します。株価指数先物取引の活用にあたっては、実質的に投資する株式に対する株式市場全体の変動の影響を抑えることを目指し、株価指数先物取引の売建てを行ないます。各マザーファンド受益証券への投資割合および株価指数先物取引の売建ての枚数は、市場環境や各マザーファンドの特性等を考慮し、適宜調整を行なうことを基本とします。 各マザーファンド受益証券の合計組入比率は、原則として信託財産の純資産総額の70%～90%程度を維持することを基本とします。ただし、株価指数先物取引を行なうにあたって必要となる証拠金の額等によっては、上記の範囲とならない場合があります。 非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 <日本成長株投資マザーファンドの投資態度> わが国の株式の中から、個別企業の調査・分析等に基づいたボトムアップアプローチにより、企業の経営戦略や財務戦略などを通じて長期的な株主資本成長や利益成長が期待できる銘柄を選定します。 ポートフォリオの構築にあたっては、株主資本や利益等の成長率の高さ及びその継続性等に関する評価に基づき組入銘柄を決定し、バリュエーション評価（株価の割高・割安の度合い）等を勘案して組入比率を決定します。 株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 <野村日本株最小分散ポートフォリオマザーファンドの投資態度> 株式への投資にあたっては、財務リスク・流動性等を考慮し、投資候補銘柄を選定した上で定量モデルにより最適化を行ない、ポートフォリオのボラティリティを最小化することを目指します。 ポートフォリオの最適化にあたっては、業種配分、投資銘柄数、個別銘柄への投資比率、取引コスト等を勘案します。 株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
------	---

主な投資制限	株式への実質投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	年1回：12月20日（休業日の場合は、翌営業日）
収益の分配	期中無分配とします
信託報酬	純資産総額に対し、年0.506%（税抜年0.46%）の率を乗じた金額とします。
信託財産留保額	解約申込受付日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額
設定日	2019年4月10日
信託期間	無期限
受託会社	野村信託銀行株式会社

26. MA Hedge Fund Strategies Limited

運用会社	UBS O'Connor LLC
運用の基本方針	主として、公表された合併や買収案件等において、合併案件の公表買収価格と買収先企業または買収元企業の案件成立前の株価の差異を捉える等、収益を積み上げることを目指して運用を行います。
主要投資対象	主として世界各国（日本を含みます。）の企業の株式に投資を行います。なお、関連する上場デリバティブ商品等に投資を行うことがあります。

投資態度	公表された合併・買収案件等において、買収先企業の株式を買い付け、又は買収先企業の株式を買い付けると同時に買収元企業の株式を売り建てることを基本戦略とします。なお、関連する上場デリバティブ商品等を活用することがあります。 ポートフォリオ構築プロセスに沿って適切な格付を付与、これに基づき確信度、リスク/リターン、ファンダメンタル要因などの分析結果に基づきポジションを決定します。 為替変動リスクを回避するために、原則として対円での為替ヘッジを行います。
主な投資制限	投資法人財産を超える有価証券（現物に限ります）の空売りは行いません。 投資法人財産の10%を超える借り入れは行いません。 一発行会社（投資法人を含みます。）の発行済株式総数の50%超を超える株式（投資法人が発行する投資証券を含みます。）を取得しないものとします。 流動性に欠ける資産への投資は、投資法人財産の15%以下とします。 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 投資信託証券への投資は行いません。 デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	年1回：12月31日（決算日が休日の場合は、前営業日となります）
収益の分配	該当事項はありません。
信託報酬	運用報酬：年率0.6% 成功報酬：15% 月末最終営業日時点の1口当たり純資産価格がハイ・ウォーター・マーク（過去の月末最終営業日時点での純資産価格の最高値）を上回った場合、超過部分の15%。
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2019年10月10日
関係法人	・ 運用会社 UBS O'Connor LLC ・ 保管銀行・管理事務代行会社 MUFG Alternative Fund Services (Ireland) Limited

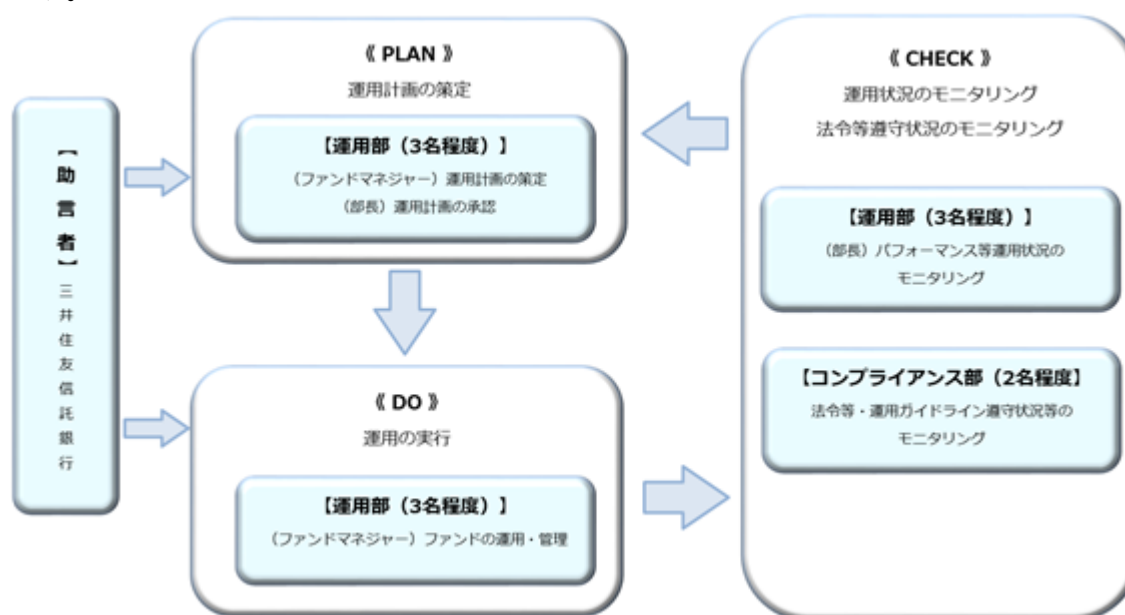
27. FOFs用米国株式イントラデイ・トレンド戦略ファンドS（適格機関投資家専用）

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	米国株式イントラデイ・トレンド戦略マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国株式イントラデイ・トレンド戦略（１）に基づいて償還価格が決定される円建債券（以下、「円建債券」といいます。）に投資します。 （１）この投資信託において米国株式イントラデイ・トレンド戦略とは、米国株式市場の1日の取引時間中の値動き（２）を捉えることを目的とする戦略をいいます。具体的には、一定のルールに従って株式市場が一定率以上上昇した場合には買い建てポジションを、一定率以上下落した場合には売り建てポジションを構築し、全てのポジションを当該取引日の終了時までには解消する戦略です。なお、株式市場の値動きによっては、同一日に買い建てポジションと売り建てポジションを同時に構築することや、買い建てポジションの合計額あるいは売り建てポジションの合計額が一時的に投資信託財産の純資産総額の2倍程度になることがあります。 （２）当該戦略の参照対象は、S&P500のほかダウ・ジョーンズ工業株価平均（NYダウ）やナスダック総合指数等の株価指数、あるいはこれらの株価指数先物も含みます。 円建債券への実質投資を通じて、米国株式市場の1日の取引時間中の値動きを捉えることを目的とする運用を行い、収益の積み上げを目指します。 円建債券への実質投資割合は、原則として高位を維持します。 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

主な投資制限	株式への投資は転換社債を転換したもの及び新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限ります。）の行使、株式分割、株主割当又は社債権者割当により取得したものに限ることとし、実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資は行いません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限ります。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	年1回：3月10日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.198%（税抜 年0.18%）
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2020年10月6日
信託期間	無期限
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

（３）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下のとおりです。記載された体制、人員等は、今後変更されることがあります。



委託会社では社内規定を定めて運用に係る組織及びその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことを目的とした運用等に係る業務規則を定めています。

委託会社は、受託会社又は再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を再信託受託会社より受け取っております。

（４）【分配方針】

- ・ 年1回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。ただし、分配を行わないことがあります。
- ・ 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ・ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

< 約款に定める投資制限 >

イ．投資信託証券への投資割合

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

ロ．株式への投資

株式への直接投資は行いません。

ハ．外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

ニ．デリバティブの利用

デリバティブの直接利用は行いません。

ホ．公社債の借入れの指図、目的及び範囲

- （イ）委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- （ロ）上記（イ）の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- （ハ）投資信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- （ニ）上記（イ）の借入れに係る品借料は、投資信託財産中から支弁します。

ヘ．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ト．外国為替予約取引の指図

委託会社は、投資信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

チ．資金の借入れ

- （イ）委託会社は、投資信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- （ロ）一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- （ハ）収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- （ニ）借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

リ、信用リスク集中回避のための投資制限

委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他の投資制限>

イ、当ファンドでは直接デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引及び選択権付債券売買を含みます。）は行いませんが、投資対象ファンドでデリバティブ取引等を行う場合、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

株価変動リスク

株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

金利変動リスク

債券、バンクローン等の価格は、一般的に金利低下（上昇）した場合は値上がり（値下がり）します。なお、債券、バンクローン等が変動金利である場合、こうした金利変動による価格の変動は固定金利の場合と比べて小さくなる傾向があります。また、発行者・債務者等の財務状況の変化等及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。加えて、物価連動債券の価格は、物価変動及び将来の物価変動に対する市場予想の変化によっても変動します。債券、バンクローン等の価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

リートの価格変動リスク

リートの価格は、不動産市況（不動産稼働率、賃貸料、不動産価格等）、金利変動、社会情勢の変化、関係法令・各種規制等の変更、災害等の要因により変動します。また、リート及びリートの運用会社の業績、財務状況の変化等により価格が変動し、基準価額の変動要因となります。

商品（コモディティ）の価格変動リスク

商品の価格は、需給関係や為替、金利変動等の様々な要因により大きく変動します。需給関係は、天候、作況、生産国（産出国）の政治、経済、社会情勢の変化等の影響を大きく受けます。商品価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

金上場投信の価格変動リスク

金上場投信は、連動目標とする金地金価格の変動の影響を受けます。金市場は、金の需給関係、為替・金利の変動、政府の規制・介入、投機家の参入など様々な要因により変動します。金地金の価格が下落した場合、金上場投信の価格は下がり、基準価額の下落要因となります。

為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。なお、投資対象ファンドにおいて、外貨建資産について、為替予約を活用し、為替変動リスクの低減を図る場合がありますが、完全にヘッジすることはできませんので、外貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジを行う通貨の短期金利と円短期金利を比較して、円短期金利の方が低い場合には、当該通貨と円の金利差相当分のコストがかかりますが、さらに需給要因等によっては金利差相当分を上回るコストがかかる場合があることにご留意ください。

信用リスク

有価証券等の発行体等が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券等の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。相対的に格付が低い発行体等の有価証券等に投資する際には、信用度に関するマーケットの考え方の変化の影響をより大きく受ける可能性があり、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスクがより高いものになると想定されます。

流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。また、新興国への投資は先進国に比べ、上記のリスクが高まる可能性があります。

資産等の選定・配分に係るリスク

ファンドは中長期的に安定的な収益を獲得することを目指して、市場環境等の変化に応じた運用を行うため、運用者の判断で投資対象とする資産やファンドを追加・除外したり、それらへの投資比率を変更します。この投資行動が、ファンドの収益の源泉となる場合もありますが、損失が発生する要因となる場合があります。また、投資対象とする資産やファンドの追加に伴い、新たな投資リスクが生じる可能性があります。

ヘッジファンドの運用手法に係るリスク

投資対象ファンドにおいては、直接もしくは実質的に現物有価証券、デリバティブや為替予約取引等の買建てや売建てによりポートフォリオを組成することがあり、買い建てている対象が下落した場合もしくは売り建てている対象が上昇した場合に損失が発生し、ファンドの基準価額が影響を受け、投資元本を割り込むことがあります。また、投資対象ファンドの純資産総額を上回る買建て、売建てを行う場合があるため、投資対象ファンドの基準価額は現物有価証券に投資する場合と比べ大きく変動することがあり、投資元本を割り込むことがあります。

ヘッジファンドのパフォーマンスは、通常、運用者の運用能力に大きく依存することになるため、市場の動向に関わらず、損失が発生する可能性があります。

仕組み債券に係るリスク

投資対象ファンドにおいては、特定の対象（指数やファンド等）の値動きに概ね連動する投資成果を目指す仕組み債券を活用する場合がありますが、投資対象ファンドが、特定の対象と連動することを保証するものではありません。

また、仕組み債券の価格は取引に関わる関係法人の財務状況等及びそれらに関する外部評価等、市場や経済環境の悪化や混乱、また概ね連動を目指すファンドの流動性の制約等により変動し、あるいは債券取引が一部不可能となる等、概ね連動を目指す対象と大きく乖離することがあります。

加えて、通常、仕組み債券の取引に関わるブローカーは限定的であり（1社の場合もあります）、取引にあたっては高いコストがかかる場合があります。

なお、仕組み債券の発行体は少数であることが多いため、信用リスクが顕在化した場合には、投資対象ファンドは多数の発行体に分散投資を行う投資信託と比較して、大きな影響を被る可能性があります。また、発行体の財務状況や信用力の他、市場や経済環境の変動等により、仕組み債券が発行されない場合には、投資対象ファンドが償還となる可能性があります。

ブローカーの信用リスク

投資対象ファンドにおいては、直接もしくは実質的にデリバティブや為替予約取引等を行う場合があります。ブローカーの債務不履行等によって、ブローカーで保管されている証拠金の一部又は相当の額が失われる可能性や契約が履行されない可能性があります。ファンドが大きな影響を被る可能性があります。

当ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

同じ投資対象ファンドに投資する他のファンドによる追加設定や一部解約等があり、投資対象ファンドにおいて有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を与えることがあります。

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(2) リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

運用部門から独立したコンプライアンス部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月代表取締役社長に報告します。

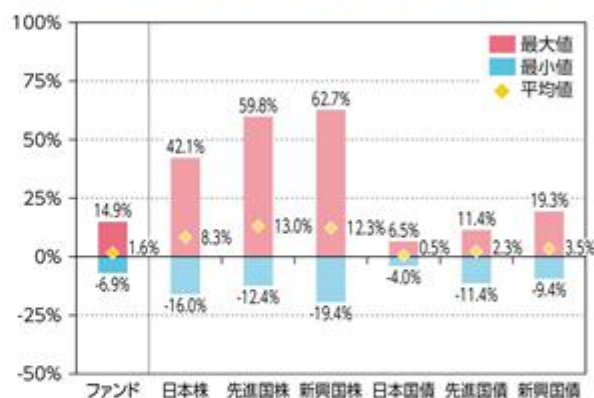
コンプライアンス部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を検証・評価し、監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

【参考情報】

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移
スカイオーシャン・コアラップ(安定型)



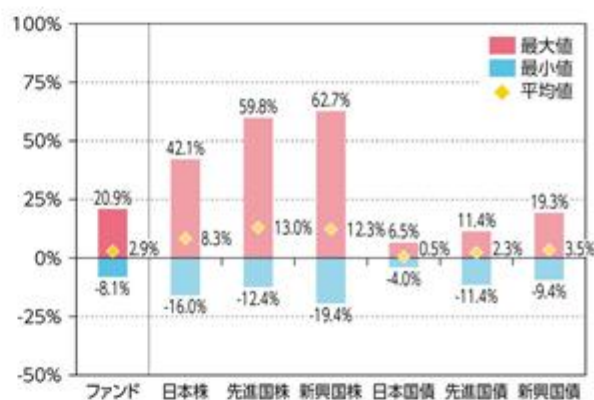
ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較
スカイオーシャン・コアラップ(安定型)



スカイオーシャン・コアラップ(成長型)



スカイオーシャン・コアラップ(成長型)



*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額にもとづいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

*2016年8月～2021年7月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額にもとづいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

各資産クラスの指数

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株…MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)
新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債…NOMURA-BPI国債
先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しております。

各資産クラスの騰落率について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証をおこないません。また、株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に、3.3%（税抜 3.0%）（１）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料は、商品説明等に係る費用等の対価として、販売会社に支払われます。

１：「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）をいいます（以下同じ。）。

「分配金再投資コース」（２）において収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

２：収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」（税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の２つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

上記 及び の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.soam.co.jp/>

サポートダイヤル：045-225-1651

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

（２）【換金（解約）手数料】

< 解約手数料 >

ありません。

< 信託財産留保額 >

当ファンドは、ご解約時に信託財産留保額（ ）の控除はありません。ただし、当ファンドが保有する投資対象ファンドの解約に伴う信託財産留保額を、当ファンドが負担します。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。

（３）【信託報酬等】

信託報酬等の額及び支弁の方法

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率 1.386%（税抜 1.26%）を乗じて得た額とします（信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率）。

その配分及び当該信託報酬を対価とする役務の内容は下記の通りです。

委託会社	年率 0.79%（税抜）	委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価
販売会社	年率 0.42%（税抜）	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年率 0.05%（税抜）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

信託報酬は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

なお上記のほかに、投資対象ファンドに関しても信託報酬がかかります。

（参考）各投資対象ファンドの信託報酬等

各投資対象ファンドの信託報酬（投資信託財産の純資産総額に対する年率）は下記の通りです。

当該信託報酬は、投資対象とする投資信託証券に係る信託財産の運用、基準価額の計算、運用財産の管理等の対価として、投資対象ファンドから支払われます。

なお、各投資対象ファンドとも、申込手数料、解約手数料はありません。

ファンド名	信託報酬								
F0Fs用国内株式インデックス・ファンドS（適格機関投資家専用）	年率 0.198%（税抜 0.18%）								
国内株式アクティブバリューファンド（適格機関投資家専用）	年率 0.517%（税抜 0.47%）								
F0Fs用日本債券ツイン戦略ファンドS（適格機関投資家専用）	年率 0.187%（税抜 0.17%）								
F0Fs用世界物価連動債ファンドS（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）	年率 0.198%（税抜 0.18%）								
マニユライフF0Fs用日本債券ストラテジックファンド（適格機関投資家専用）	毎年3月および9月の最終営業日における日本相互証券株式会社の発表する新発10年固定利付国債の利回り（終値）に応じて以下の通りとし、当該最終営業日の翌月の21日以降で、前日が営業日である最初の営業日から適用するものとします。 <table> <tr> <td>新発10年固定利付国債の利回り</td><td>信託報酬</td></tr> <tr> <td>0.5%未満の場合・・・・・・・・・・</td><td>年率 0.264% (税抜 0.24%)</td></tr> <tr> <td>0.5%以上1%未満の場合・・・・・・</td><td>年率 0.297% (税抜 0.27%)</td></tr> <tr> <td>1%以上の場合・・・・・・・・・・</td><td>年率 0.33% (税抜 0.3%)</td></tr> </table>	新発10年固定利付国債の利回り	信託報酬	0.5%未満の場合・・・・・・・・・・	年率 0.264% (税抜 0.24%)	0.5%以上1%未満の場合・・・・・・	年率 0.297% (税抜 0.27%)	1%以上の場合・・・・・・・・・・	年率 0.33% (税抜 0.3%)
新発10年固定利付国債の利回り	信託報酬								
0.5%未満の場合・・・・・・・・・・	年率 0.264% (税抜 0.24%)								
0.5%以上1%未満の場合・・・・・・	年率 0.297% (税抜 0.27%)								
1%以上の場合・・・・・・・・・・	年率 0.33% (税抜 0.3%)								
明治安田F0Fs用日本債券アクティブ戦略ファンド（適格機関投資家専用）	年率 0.264%以内（税抜 0.24%以内）								

F0Fs用外国株式インデックス・ファンドS（適格機関投資家専用）	年率 0.198%（税抜 0.18%）
グローバル株式コンセントレイト・ファンド（適格機関投資家専用）	年率 0.814%（税抜 0.74%）
ブランディワイン・グローバル株式ファンド（適格機関投資家専用）	年率 0.671%（税抜 0.61%）
Capital Group New Economy Fund (LUX) Class ZL	年率 0.675%以内
F0Fs用外国債券インデックス・ファンドS（適格機関投資家専用）	年率 0.198%（税抜 0.18%）
フィデリティ外国債券アクティブ・セレクト・ファンド（適格機関投資家専用）	年率 0.451%（税抜 0.41%）
Wellington Emerging Markets Research Equity Fund Class J	年率 0.80%以内
F0Fs用新興国債券インデックス・ファンドS（適格機関投資家専用）	年率 0.198%（税抜 0.18%）
F0Fs用世界ハイインカム入替戦略ファンドS（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）	年率 0.198%（税抜 0.18%）
LM・ウエスタン・グローバル債券ファンド（適格機関投資家専用）	年率 0.33%（税抜 0.3%）
F0Fs用J-REITインデックス・ファンドS（適格機関投資家専用）	年率 0.198%（税抜 0.18%）
F0Fs用グローバルREITインデックス・ファンドS（適格機関投資家専用）	年率 0.198%（税抜 0.18%）
F0Fs用グローバル・コモディティ（米ドル建て）・ファンドS（適格機関投資家専用）	年率 0.198%（税抜 0.18%）
F0Fs用ゴールド・ファンド 為替ヘッジあり（適格機関投資家専用）	年率 0.143%（税抜 0.13%）
BlueBay Investment Grade Absolute Return Bond Fund - クラスS-JPY	年率 0.74%
F0Fs用 ピクテ マルチストラテジー リンクファンドS（適格機関投資家専用）	年率 0.198%（税抜 0.18%）
F0Fs用米国株式LSファンドS（適格機関投資家専用）	年率 0.198%（税抜 0.18%）
F0Fs用コモディティLSアルファ・ファンドS（適格機関投資家専用）	年率 0.198%（税抜 0.18%）
ノムラF0Fs 用 日本株ベータヘッジ戦略ファンド（適格機関投資家専用）	年率 0.506%（税抜 0.46%）

MA Hedge Fund Strategies Limited	運用報酬：年率 0.6% 成功報酬：15% 月末最終営業日時点の1口当たり純資産価格がハイ・ウォーター・マーク（過去の月末最終営業日時点での純資産価格の最高値）を上回った場合、超過部分の15%。
FOFs用米国株式イントラデイ・トレンド戦略ファンドS（適格機関投資家専用）	年率 0.198%（税抜 0.18%）

当ファンドの信託報酬に投資対象ファンドの信託報酬を含めた実質的な信託報酬率の概算値は下記の通りです。ただし、この値は目安であり、投資対象ファンドの実際の組入状況により実質的な信託報酬率は変動します。なお、投資対象ファンドにより別途運用実績に基づき計算される成功報酬額がかかる場合があります。

実質的な信託報酬率：年率1.582%～1.898%程度（税込）

（投資対象とする投資信託証券：年率0.196%～0.512%程度（税込））

（４）【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立て替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、そのつど投資信託財産中から支弁します（投資対象ファンドにおいて負担する場合があります。）。

借入金の利息は、受益者の負担とし、原則として借入金返済時に投資信託財産中から支弁します。当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（ ）、組入資産の保管に要する費用（ ）等は、受益者の負担とし、取引のつど投資信託財産中から支弁します（投資対象ファンドにおいて負担する場合があります。）。

投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用（ ）は、受益者の負担とし、日々計上のうえ毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

ファンドが実質的に投資対象とする仕組み債券の価格に反映される費用（ ）は、受益者の負担とし、日々投資信託財産で負担します（投資対象ファンドにおいて負担する場合があります。）。

これらの手数料等は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

上記における役務提供の内容は以下の通りです。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料：売買仲介人に支払う手数料

組入資産の保管に要する費用：保管機関に支払う手数料

ファンドが実質的に投資対象とする仕組み債券の価格に反映される費用：仕組み債券の発行・管理にあたり発行者等に支払う手数料、仕組み債券の連動対象となるファンド及びファンドが組み入れるヘッジファンド等の運用者に支払う運用報酬（成功報酬を含みます。）等

財務諸表の監査に要する費用：監査法人に支払うファンドの監査に係る費用

上記の費用にはそれぞれ消費税等相当額が含まれます。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。また、上場投資信託は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用は表示しておりません。

（ご参考）

《 仕組み債券の費用にかかる記載 》

投資対象ファンドが実質的に投資対象とする仕組み債券の価格に反映される費用等は以下の通りです。

なお、これらの費用等はすべて、今後、変更となる場合があります。

FOFs用 ピクテ マルチストラテジー リンクファンドS（適格機関投資家専用）

・債券の評価額に対して年率0.25%程度が発行・管理手数料等としてかかります。

・債券の連動対象となるPTR ディバーシファイド・アルファ・ファンドにおいては、運用報酬（PTR ディバーシファイド・アルファ・ファンドの純資産総額に対して年率1.0%）、成功報酬、その他管理費用、監査費用等がかかります。

F0Fs用米国株式LSファンドS（適格機関投資家専用）

- ・債券の評価額に対して年率0.38%が発行・管理手数料等としてかかります。加えて保管費用として年率0.02%、その他管理費用等がかかります。
- ・マーケット・ニュートラル戦略による運用額に対する運用報酬として年率2.00%、純資産価値算出費用として年率0.03%、有価証券の売買費用、借株費用、その他管理費用等がかかります。
- ・米ドル建MMFもしくはそれに類するものに投資した場合、信託報酬等の費用が発生することがありますが、投資対象により報酬率が異なる等の理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち配当所得として課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

なお、原則として確定申告不要ですが、確定申告により、申告分離課税又は総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

	税 率 （内 訳）
2037年12月31日まで	20.315%（所得税15.315%、住民税5%）
2038年1月1日以降	20%（所得税15%、住民税5%）

（2037年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

ロ．一部解約金及び償還金に対する課税

一部解約時及び償還時の譲渡益は譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。）。その税率は、上記イ．の表の通りです。

ハ．損益通算について

一部解約時及び償還時の譲渡損益については、確定申告により、特定公社債等の利子所得及び譲渡所得等の所得間並びに上場株式等（公募株式投資信託を含みます。）の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）及び譲渡所得等との損益通算が可能です。

ニ．少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

NISA及びジュニアNISAは、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。ご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税額から控除できます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

	税 率 （所得税のみ）
2037年12月31日まで	15.315%
2038年1月1日以降	15%

（2037年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

個別元本について

イ．追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）に当たります。

ロ．受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ハ．ただし個別元本は、複数支店で同一ファンドの受益権を取得する場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

ニ．受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の「普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について」をご参照ください。）

普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受け取る際、

- イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、
- ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は、2021年7月30日現在のもので、税法等が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下は、2021年7月30日現在の状況について記載してあります。

【スカイオーシャン・コアラップ（安定型）】

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	6,416,545,606	94.20
	ルクセンブルク	81,258,160	1.19
	小計	6,497,803,766	95.39
投資証券	ルクセンブルク	156,935,953	2.30
	ケイマン	72,829,201	1.07
	小計	229,765,154	3.37
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	84,386,022	1.24
合計(純資産総額)		6,811,954,942	100.00

（注1）国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

（注2）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	FOFs用国内株式インデックス・ファンドS（適格機関投資家専用）	555,394,634	1.1894	660,586,377	1.1987	665,751,547	9.77
日本	投資信託受益証券	FOFs用外国株式インデックス・ファンドS（適格機関投資家専用）	373,364,380	1.7514	653,910,375	1.7809	664,924,624	9.76
日本	投資信託受益証券	マニユライフFOFs用日本債券ストラテジックファンド（適格機関投資家専用）	661,743,943	1.0014	662,670,384	1.0046	664,787,965	9.76
日本	投資信託受益証券	FOFs用日本債券ツイン戦略ファンドS（適格機関投資家専用）	666,469,023	0.9938	662,336,915	0.996	663,803,146	9.74
日本	投資信託受益証券	FOFs用J-REITインデックス・ファンドS（適格機関投資家専用）	283,540,563	1.4613	414,337,824	1.4625	414,678,073	6.09
日本	投資信託受益証券	FOFs用外国債券インデックス・ファンドS（適格機関投資家専用）	368,544,717	1.0745	396,001,298	1.0803	398,138,857	5.84
日本	投資信託受益証券	FOFs用ゴールド・ファンド 為替ヘッジあり（適格機関投資家専用）	304,458,114	1.2717	387,179,383	1.2753	388,275,432	5.70
日本	投資信託受益証券	ノムラFOFs用日本株ベータヘッジ戦略ファンド（適格機関投資家専用）	387,323,458	0.9791	379,228,397	0.9858	381,823,464	5.61
日本	投資信託受益証券	FOFs用ピクテ マルチストラテジーリンクファンドS（適格機関投資家専用）	325,593,596	1.0658	347,017,654	1.057	344,152,430	5.05
日本	投資信託受益証券	国内株式アクティブバリューファンド（適格機関投資家専用）	240,086,632	1.1393	273,530,699	1.1562	277,588,163	4.08
日本	投資信託受益証券	FOFs用グローバルREITインデックス・ファンドS（適格機関投資家専用）	201,944,885	1.3058	263,699,630	1.3398	270,565,756	3.97
日本	投資信託受益証券	FOFs用コモディティLSアルファ・ファンドS（適格機関投資家専用）	230,355,752	1.134	261,223,422	1.1359	261,661,098	3.84

日本	投資信託受益証券	FOFs用世界ハイインカム入替戦略ファンドS（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）	249,657,854	1.0397	259,569,270	1.0474	261,491,636	3.84
日本	投資信託受益証券	FOFs用米国株式LSファンドS（適格機関投資家専用）	237,429,608	0.9692	230,116,776	0.9917	235,458,942	3.46
ルクセンブルク	投資証券	BlueBay Investment Grade Absolute Return Bond Fund - クラスS-JPY	14,738.635	10,685.14	157,484,378	10,647.93	156,935,953	2.30
日本	投資信託受益証券	FOFs用グローバル・コモディティ（米ドル建て）・ファンドS（適格機関投資家専用）	165,050,431	0.8661	142,950,178	0.8973	148,099,751	2.17
日本	投資信託受益証券	LM・ウエスタン・グローバル債券ファンド（適格機関投資家専用）	82,676,891	1.2037	99,518,173	1.2053	99,650,456	1.46
日本	投資信託受益証券	FOFs用世界物価連動債ファンドS（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）	76,230,914	1.125	85,759,778	1.1525	87,856,128	1.29
ルクセンブルク	投資信託受益証券	Wellington Emerging Markets Research Equity Fund Class J	6,483.019	12,801	82,989,126	12,534	81,258,160	1.19
日本	投資信託受益証券	FOFs用米国株式イントラデイ・トレンド戦略ファンドS（適格機関投資家専用）	90,061,112	0.895	80,604,695	0.8895	80,109,359	1.18
日本	投資信託受益証券	グローバル株式コンセントレイト・ファンド（適格機関投資家専用）	49,464,575	1.4842	73,415,322	1.4995	74,172,130	1.09
ケイマン	投資証券	MA Hedge Fund Strategies Limited	7,222	10,250.79	74,031,217	10,084.35	72,829,201	1.07
日本	投資信託受益証券	FOFs用新興国債券インデックス・ファンドS（適格機関投資家専用）	33,419,629	1.0009	33,449,706	1.0041	33,556,649	0.49

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	95.39
投資証券	3.37
合計	98.76

(注)投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末（2016年 7月11日）	9,207,814,058	9,207,814,058	9,066	9,066
第2期計算期間末（2017年 7月10日）	13,166,735,710	13,166,735,710	9,427	9,427
第3期計算期間末（2018年 7月10日）	12,998,912,950	12,998,912,950	9,531	9,531
第4期計算期間末（2019年 7月10日）	10,473,025,030	10,473,025,030	9,603	9,603
第5期計算期間末（2020年 7月10日）	8,254,781,636	8,254,781,636	9,517	9,517
第6期計算期間末（2021年 7月12日）	6,848,603,418	6,848,603,418	10,461	10,461
2020年 7月末日	8,240,026,512	—	9,579	—
8月末日	8,254,434,536	—	9,728	—
9月末日	8,106,876,656	—	9,691	—
10月末日	7,890,420,253	—	9,559	—
11月末日	7,999,764,150	—	9,865	—
12月末日	7,756,845,952	—	10,000	—
2021年 1月末日	7,508,332,760	—	10,015	—
2月末日	7,433,967,598	—	10,158	—
3月末日	7,400,864,338	—	10,260	—
4月末日	7,118,716,325	—	10,345	—
5月末日	7,029,484,511	—	10,452	—
6月末日	6,913,731,692	—	10,492	—
7月末日	6,811,954,942	—	10,525	—

【分配の推移】

	期間	1万口当たりの分配金（円）
第1期計算期間	2015年 5月26日～2016年 7月11日	0
第2期計算期間	2016年 7月12日～2017年 7月10日	0
第3期計算期間	2017年 7月11日～2018年 7月10日	0
第4期計算期間	2018年 7月11日～2019年 7月10日	0
第5期計算期間	2019年 7月11日～2020年 7月10日	0
第6期計算期間	2020年 7月11日～2021年 7月12日	0

【収益率の推移】

	期間	収益率（％）
第1期計算期間	2015年 5月26日～2016年 7月11日	9.3
第2期計算期間	2016年 7月12日～2017年 7月10日	4.0
第3期計算期間	2017年 7月11日～2018年 7月10日	1.1
第4期計算期間	2018年 7月11日～2019年 7月10日	0.8
第5期計算期間	2019年 7月11日～2020年 7月10日	0.9
第6期計算期間	2020年 7月11日～2021年 7月12日	9.9

(注1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

	期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1期計算期間	2015年 5月26日～2016年 7月11日	12,074,094,086	1,917,141,104	10,156,952,982
第2期計算期間	2016年 7月12日～2017年 7月10日	7,392,135,251	3,581,831,422	13,967,256,811
第3期計算期間	2017年 7月11日～2018年 7月10日	4,125,601,422	4,453,840,514	13,639,017,719
第4期計算期間	2018年 7月11日～2019年 7月10日	568,913,256	3,301,461,777	10,906,469,198
第5期計算期間	2019年 7月11日～2020年 7月10日	236,171,816	2,468,606,489	8,674,034,525
第6期計算期間	2020年 7月11日～2021年 7月12日	136,338,056	2,263,873,049	6,546,499,532

(注1)第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注2)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はございません。

【スカイオーシャン・コアラップ（成長型）】

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	7,583,625,203	94.36
	ルクセンブルク	132,572,857	1.65
	小計	7,716,198,060	96.01
投資証券	ルクセンブルク	153,415,056	1.91
	ケイマン	82,187,481	1.02
	小計	235,602,537	2.93
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	85,483,003	1.06
合計(純資産総額)		8,037,283,600	100.00

（注1）国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

（注2）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	FOFs用外国株式インデックス・ファンドS（適格機関投資家専用）	609,488,937	1.7514	1,067,458,924	1.7809	1,085,438,847	13.51
日本	投資信託受益証券	FOFs用国内株式インデックス・ファンドS（適格機関投資家専用）	871,160,433	1.1894	1,036,158,219	1.1987	1,044,260,011	12.99
日本	投資信託受益証券	FOFs用外国債券インデックス・ファンドS（適格機関投資家専用）	780,330,328	1.0745	838,464,937	1.0803	842,990,853	10.49
日本	投資信託受益証券	FOFs用グローバルREITインデックス・ファンドS（適格機関投資家専用）	360,845,489	1.3058	471,192,039	1.3398	483,460,786	6.02
日本	投資信託受益証券	FOFs用J-REITインデックス・ファンドS（適格機関投資家専用）	320,966,152	1.4613	469,027,837	1.4625	469,412,997	5.84
日本	投資信託受益証券	FOFs用ゴールド・ファンド 為替ヘッジあり（適格機関投資家専用）	365,646,940	1.2717	464,993,213	1.2753	466,309,542	5.80
日本	投資信託受益証券	国内株式アクティブバリュース・ファンド（適格機関投資家専用）	396,008,730	1.1393	451,172,746	1.1562	457,865,293	5.70
日本	投資信託受益証券	ソムラFOFs用日本株ベータヘッジ戦略ファンド（適格機関投資家専用）	376,602,565	0.9791	368,731,571	0.9858	371,254,808	4.62
日本	投資信託受益証券	マニユライフFOFs用日本債券ストラテジックファンド（適格機関投資家専用）	353,232,396	1.0014	353,726,921	1.0046	354,857,265	4.42
日本	投資信託受益証券	FOFs用ピクテ マルチストラテジーリンクファンドS（適格機関投資家専用）	329,212,118	1.0658	350,874,275	1.057	347,977,208	4.33
日本	投資信託受益証券	FOFs用日本債券ツイン戦略ファンドS（適格機関投資家専用）	338,410,209	0.9938	336,312,065	0.996	337,056,568	4.19
日本	投資信託受益証券	FOFs用コモディティLSアルファ・ファンドS（適格機関投資家専用）	225,183,241	1.134	255,357,795	1.1359	255,785,643	3.18
日本	投資信託受益証券	FOFs用米国株式LSファンドS（適格機関投資家専用）	234,684,865	0.9692	227,456,571	0.9917	232,736,980	2.90
日本	投資信託受益証券	LM・ウエスタン・グローバル債券ファンド（適格機関投資家専用）	180,231,984	1.2037	216,945,239	1.2053	217,233,610	2.70

日本	投資信託受益証券	FOFs用グローバル・コモディティ（米ドル建て）・ファンドS（適格機関投資家専用）	187,147,651	0.8661	162,088,580	0.8973	167,927,587	2.09
ルクセンブルク	投資証券	BlueBay Investment Grade Absolute Return Bond Fund - クラスS-JPY	14,407.97	10,685.14	153,951,176	10,647.93	153,415,056	1.91
日本	投資信託受益証券	FOFs用世界ハイインカム入替戦略ファンドS（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）	130,953,999	1.0397	136,152,872	1.0474	137,161,218	1.71
日本	投資信託受益証券	グローバル株式コンセントレイト・ファンド（適格機関投資家専用）	89,636,791	1.4842	133,038,925	1.4995	134,410,368	1.67
ルクセンブルク	投資信託受益証券	Wellington Emerging Markets Research Equity Fund Class J	10,577.059	12,801	135,396,932	12,534	132,572,857	1.65
ケイマン	投資証券	MA Hedge Fund Strategies Limited	8,150	10,250.79	83,543,952	10,084.35	82,187,481	1.02
日本	投資信託受益証券	FOFs用新興国債券インデックス・ファンドS（適格機関投資家専用）	74,588,444	1.0009	74,655,573	1.0041	74,894,256	0.93
日本	投資信託受益証券	FOFs用米国株式イントラデイ・トレンド戦略ファンドS（適格機関投資家専用）	70,015,005	0.895	62,663,429	0.8895	62,278,346	0.77
日本	投資信託受益証券	FOFs用世界物価連動債ファンドS（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）	34,978,757	1.125	39,351,101	1.1525	40,313,017	0.50

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	96.01
投資証券	2.93
合計	98.94

(注)投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末（2016年 7月11日）	12,372,146,238	12,372,146,238	8,554	8,554
第2期計算期間末（2017年 7月10日）	15,111,783,740	15,111,783,740	9,341	9,341
第3期計算期間末（2018年 7月10日）	13,683,638,578	13,683,638,578	9,528	9,528
第4期計算期間末（2019年 7月10日）	12,254,594,724	12,254,594,724	9,622	9,622
第5期計算期間末（2020年 7月10日）	9,874,036,489	9,874,036,489	9,572	9,572
第6期計算期間末（2021年 7月12日）	8,057,447,637	8,057,447,637	10,936	10,936
2020年 7月末日	9,899,477,262	—	9,637	—
8月末日	10,003,354,082	—	9,854	—
9月末日	9,813,837,371	—	9,792	—
10月末日	9,490,221,973	—	9,621	—
11月末日	9,707,047,504	—	10,068	—
12月末日	9,481,717,745	—	10,241	—
2021年 1月末日	9,047,050,971	—	10,273	—
2月末日	8,880,051,986	—	10,522	—
3月末日	8,646,031,592	—	10,678	—
4月末日	8,414,749,352	—	10,785	—
5月末日	8,337,222,461	—	10,933	—
6月末日	8,175,199,737	—	10,987	—
7月末日	8,037,283,600	—	11,015	—

【分配の推移】

	期間	1万口当たりの分配金（円）
第1期計算期間	2015年 5月26日～2016年 7月11日	0
第2期計算期間	2016年 7月12日～2017年 7月10日	0
第3期計算期間	2017年 7月11日～2018年 7月10日	0
第4期計算期間	2018年 7月11日～2019年 7月10日	0
第5期計算期間	2019年 7月11日～2020年 7月10日	0
第6期計算期間	2020年 7月11日～2021年 7月12日	0

【収益率の推移】

	期間	収益率（％）
第1期計算期間	2015年 5月26日～2016年 7月11日	14.5
第2期計算期間	2016年 7月12日～2017年 7月10日	9.2
第3期計算期間	2017年 7月11日～2018年 7月10日	2.0
第4期計算期間	2018年 7月11日～2019年 7月10日	1.0
第5期計算期間	2019年 7月11日～2020年 7月10日	0.5
第6期計算期間	2020年 7月11日～2021年 7月12日	14.2

(注1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

	期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1期計算期間	2015年 5月26日～2016年 7月11日	17,530,701,453	3,066,853,252	14,463,848,201
第2期計算期間	2016年 7月12日～2017年 7月10日	6,685,628,350	4,970,968,016	16,178,508,535
第3期計算期間	2017年 7月11日～2018年 7月10日	3,922,459,779	5,738,813,405	14,362,154,909
第4期計算期間	2018年 7月11日～2019年 7月10日	1,176,860,729	2,802,800,623	12,736,215,015
第5期計算期間	2019年 7月11日～2020年 7月10日	412,649,586	2,832,805,909	10,316,058,692
第6期計算期間	2020年 7月11日～2021年 7月12日	200,946,253	3,148,881,480	7,368,123,465

(注1)第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注2)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はございません。

（参考情報）交付目論見書に記載するファンドの運用実績

運用実績

設 定 日:2015年 5月26日
作成基準日:2021年 7月30日

スカイオーシャン・コアラップ(安定型)

基準価額・純資産の推移



基準価額	10,525円
純資産総額	68.12億円

※上記グラフは設定日から作成基準日までを表示しております。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

設定来分配金合計額:0円

決算期	2017年7月	2018年7月	2019年7月	2020年7月	2021年7月
分配金	0円	0円	0円	0円	0円

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

投資信託証券	投資比率
FOFs用国内株式インデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)	9.8%
FOFs用外国株式インデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)	9.8%
マニュアルライフFOFs用日本債券ストラテジックファンド(適格機関投資家専用)	9.8%
FOFs用日本債券ツイン戦略ファンドS(適格機関投資家専用)	9.7%
FOFs用J-REITインデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)	6.1%
FOFs用外国債券インデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)	5.8%
FOFs用ゴールド・ファンド 為替ヘッジあり(適格機関投資家専用)	5.7%
ノムラFOFs用日本株ベータヘッジ戦略ファンド(適格機関投資家専用)	5.6%
FOFs用ピクテ マルチストラテジー リンクファンドS(適格機関投資家専用)	5.1%
国内株式アクティブバリューファンド(適格機関投資家専用)	4.1%

※投資比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※2015年は設定日から年末までの収益率です。2021年は年初から作成基準日までの収益率です。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

設 定 日:2015年 5月26日
作成基準日:2021年 7月30日

スカイオーシャン・コアラップ(成長型)

基準価額・純資産の推移



※上記グラフは設定日から作成基準日までを表示しております。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

設定来分配金合計額:0円

決算期	2017年7月	2018年7月	2019年7月	2020年7月	2021年7月
分配金	0円	0円	0円	0円	0円

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

投資信託証券	投資比率
FOFs用外国株式インデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)	13.5%
FOFs用国内株式インデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)	13.0%
FOFs用外国債券インデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)	10.5%
FOFs用グローバルREITインデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)	6.0%
FOFs用J-REITインデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)	5.8%
FOFs用ゴールド・ファンド 為替ヘッジあり(適格機関投資家専用)	5.8%
国内株式アクティブバリューファンド(適格機関投資家専用)	5.7%
ノムラFOFs用日本株ベータヘッジ戦略ファンド(適格機関投資家専用)	4.6%
マニユライフFOFs用日本債券ストラテジックファンド(適格機関投資家専用)	4.4%
FOFs用ピクテ マルチストラテジー リンクファンドS(適格機関投資家専用)	4.3%

※投資比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※2015年は設定日から年末までの収益率です。2021年は年初から作成基準日までの収益率です。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

< 申込手続 >

受益権取得申込者は、販売会社との間で、受益権の取引に関する契約を締結していただきます。

< 申込コース >

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」（ ）の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

「分配金再投資コース」での受益権の取得申込者は、販売会社との間で、分配金再投資に関する契約を締結していただきます。

< 申込みの受付 >

お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

< 申込単位 >

販売会社が定める単位とします（「分配金再投資コース」を選択された受益権の収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

< 申込価額 >

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。

（注）分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

< 申込手数料 >

前記 第1ファンドの状況 4手数料等及び税金 (1)申込手数料をご覧ください。

< 申込代金の支払い >

販売会社が定める期日までにお支払いください。

< 受付不可日 >

収益分配金を再投資する場合を除き、申込日当日が下記のうちのいずれかの場合は、申込みを受け付けないものとします。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行休業日

ロンドンの銀行休業日

< 申込受付の中止等 >

収益分配金を再投資する場合を除き、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止
その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、
及びすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

< その他 >

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。受託会社は、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

< スイッチング >

スカイオーシャン・コアラップを構成する各ファンドの間において、スイッチング（ ）の取扱いを行う場合があります。＜受付不可日＞に該当する場合は、スイッチングの取扱いは行いません。販売会社によってはスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

スイッチングとは、当ファンドの解約請求日に当該ファンドの解約に係る手取金をもって別のファンドの取得申込みを行うことをいいます。

< 問い合わせ先 >

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.soam.co.jp/>

サポートダイヤル：045-225-1651

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

2【換金（解約）手続等】

< 一部解約手続 >

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

< 一部解約の受付 >

一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の受付とします。なお、当該時間を過ぎての受付は翌営業日の取扱いとさせていただきます。

< 一部解約単位 >

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

< 解約価額 >

一部解約の実行の請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。

基準価額につきましては、販売会社にお問い合わせください。

< 一部解約代金の支払い >

受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、7営業日目から販売会社において当該受益者に支払われます。

< 受付不可日 >

一部解約受付日当日が下記のうちのいずれかの場合は、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行休業日

ロンドンの銀行休業日

< 一部解約受付の中止等 >

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、及びすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記<解約価額>の規定に準じて計算された価額とします。

< 一部解約の制限 >

当ファンドの規模及び商品性格などに基つき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の一部解約には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

<その他>

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

<問い合わせ先>

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.soam.co.jp/>

サポートダイヤル：045-225-1651

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

<基準価額の算出方法>

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（借入公社債を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算して表示することがあります。

<基準価額の算出頻度>

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

<主要な投資対象資産の評価方法>

内国投資信託受益証券の評価方法

計算日の当日又は前営業日の基準価額で評価します。

外国上場投資信託受益証券、外国上場投資証券（上場には店頭登録を含みます。）の評価方法
原則として計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場（店頭登録銘柄は海外店頭市場の最終相場又は最終買気配相場）で評価します。

外国投資信託証券の評価方法

原則として計算日に入手し得る直近の純資産価格（基準価額）で評価します。

外貨建資産等の円換算

外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、為替予約の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

< 基準価額の照会方法 >

基準価額は、販売会社又は委託会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。また、基準価額は原則として、委託会社ホームページ（<https://www.soam.co.jp/>）でご覧いただけます。

（照会先）

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.soam.co.jp/>

サポートダイヤル：045-225-1651

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

（ 2 ）【保管】

該当事項はありません。

（ 3 ）【信託期間】

無期限とします。（2015年5月26日設定）

ただし、下記「(5)その他 < 投資信託契約の終了（償還）と手続き >」の事項に該当する場合は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（ 4 ）【計算期間】

原則として、毎年7月11日から翌年7月10日までとします。

ただし、第1計算期間は2015年5月26日から2016年7月11日までとし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（ 5 ）【その他】

< 投資信託契約の終了（償還）と手続き >

(1)投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）

委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託契約に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し信託を終了（繰上償還）させることができます。

- ・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合
- ・投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合
- ・やむを得ない事情が発生した場合

委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、ファンドを繰上償還させます。

委託会社は、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、原則として、ファンドを繰上償還させます。

委託会社は、上記の場合においてファンドを繰上償還させる場合は、あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。

(2)投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）に係る書面決議の手続き

委託会社は上記（１）によりファンドの繰上償還を行おうとする場合、以下の手続きで行います。

委託会社は、ファンドの繰上償還について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びにファンドの繰上償還の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

受益者（委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

上記の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

上記からまでの規定は、委託会社がファンドの繰上償還について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記からまでの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

<投資信託約款の変更等と重大な投資信託約款の変更等の手続き>

(1)投資信託約款の変更等

委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託約款に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更すること又は受託会社を同一とする他のファンドとの併合を行うことができます。

- ・受益者の利益のため必要と認めるとき
- ・やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、投資信託約款の変更又はファンドの併合を行う場合は、あらかじめ、その旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて、投資信託約款を変更しようとするときは、本手続に従います。

(2)重大な投資信託約款の変更等に係る書面決議の手続き

委託会社はファンドの約款変更のうち重大な内容の変更（以下「重大な約款変更」といいます。）又はファンドの併合について、以下の手続きで行います。

委託会社は、ファンドの重大な約款変更又はファンドの併合（併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款変更又はファンドの併合の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

受益者（委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

上記の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、このファンドの全ての受益者に対してその効力を生じます。

上記からまでの規定は、委託会社が重大な約款変更又はファンドの併合について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合に係る他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

< 受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い >

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、又はその他重要な事由があるときは、委託会社又は受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、又は裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記<投資信託約款の変更等と重大な投資信託約款の変更等の手続き>に従い、新受託会社を選任します。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

< 反対者の買取請求権の不適用 >

当ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、ファンドの繰上げ償還、ファンドの重大な約款変更又はファンドの併合（併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。）を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

< 運用報告書 >

委託会社は、毎決算時及び償還時に交付運用報告書及び運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

委託会社は、運用報告書（全体版）を委託会社のホームページ（<https://www.soam.co.jp/>）に掲載します。ただし、受益者から交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

< 関係法人との契約の更改手続き >

委託会社が販売会社と締結している募集・販売等に関する契約

当該契約の有効期間は、契約満了日の3ヶ月前までに委託会社及び販売会社から別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。

< 公告 >

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.soam.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

< 混蔵寄託 >

金融機関又は第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書又はコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

< 投資信託財産の登記等及び記載等の留保等 >

信託の登記又は登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することがあります。

上記 ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社又は受託会社が必要と認めるときは、速やかに登記又は登録をするものとします。

投資信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

4【受益者の権利等】

(1)収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日（決算日）において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

上記の規定にかかわらず、収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、分配金再投資に関する契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載又は記録されます。

上記に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が収益分配金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2)償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3)換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることにより換金する権利を有します。

詳細につきましては、上記「2換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4)帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

【スカイオーシャン・コアラップ（安定型）】

- （１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定に基づき、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）により作成しております。
- （２）財務諸表の記載金額は、円単位で表示しております。
- （３）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期計算期間（自2020年7月11日 至 2021年7月12日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第5期 (2020年 7月10日現在)	第6期 (2021年 7月12日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	362,011	615,343
コール・ローン	178,560,787	155,552,683
投資信託受益証券	7,883,040,748	6,528,581,011
投資証券	264,403,146	231,515,595
流動資産合計	8,326,366,692	6,916,264,632
資産合計	8,326,366,692	6,916,264,632
負債の部		
流動負債		
未払解約金	13,403,870	16,976,044
未払受託者報酬	2,299,635	2,003,361
未払委託者報酬	55,651,153	48,481,109
未払利息	489	426
その他未払費用	229,909	200,274
流動負債合計	71,585,056	67,661,214
負債合計	71,585,056	67,661,214
純資産の部		
元本等		
元本	8,674,034,525	6,546,499,532
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	419,252,889	302,103,886
(分配準備積立金)	33,463,427	582,794,973
元本等合計	8,254,781,636	6,848,603,418
純資産合計	8,254,781,636	6,848,603,418
負債純資産合計	8,326,366,692	6,916,264,632

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第5期 自 2019年 7月11日 至 2020年 7月10日	第6期 自 2020年 7月11日 至 2021年 7月12日
営業収益		
受取配当金	11,750,284	-
受取利息	49	11
有価証券売買等損益	56,235,185	837,052,065
その他収益	528	-
営業収益合計	67,986,046	837,052,076
営業費用		
支払利息	127,625	114,350
受託者報酬	4,973,046	4,240,325
委託者報酬	120,347,512	102,615,547
その他費用	497,186	423,903
営業費用合計	125,945,369	107,394,125
営業利益又は営業損失（ ）	57,959,323	729,657,951
経常利益又は経常損失（ ）	57,959,323	729,657,951
当期純利益又は当期純損失（ ）	57,959,323	729,657,951
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	16,820,244	116,323,914
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	433,444,168	419,252,889
剰余金増加額又は欠損金減少額	97,886,140	108,799,163
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	97,886,140	108,799,163
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,915,294	776,425
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8,915,294	776,425
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	419,252,889	302,103,886

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	（１）投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他	（２）投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場（最終相場がないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等に基づいて評価しております。 ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年7月11日から翌年7月10日までとなっておりますが、当計算期間末日が休業日のため、第6期計算期間は2020年 7月11日から2021年 7月12日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

	第5期 (2020年 7月10日現在)	第6期 (2021年 7月12日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数	8,674,034,525口	6,546,499,532口
2. 投資信託財産の計算に元本の欠損 関する規則第55条の6 第10号に規定する額	419,252,889円	-
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 0.9517円 (9,517円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.0461円 (10,461円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第5期 自 2019年 7月11日 至 2020年 7月10日	第6期 自 2020年 7月11日 至 2021年 7月12日																																																												
分配金の計算過程	分配金の計算過程																																																												
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>- 円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額</td><td>B</td><td>- 円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>1,596,909円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>33,463,427円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>35,060,336円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>8,674,034,525口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>40円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>- 円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>- 円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	- 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	- 円	収益調整金額	C	1,596,909円	分配準備積立金額	D	33,463,427円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	35,060,336円	当ファンドの期末残存口数	F	8,674,034,525口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	40円	1万口当たり分配金額	H	- 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	- 円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>- 円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額</td><td>B</td><td>557,980,855円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>1,646,028円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>24,814,118円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>584,441,001円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>6,546,499,532口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>892円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>- 円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>- 円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	- 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	557,980,855円	収益調整金額	C	1,646,028円	分配準備積立金額	D	24,814,118円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	584,441,001円	当ファンドの期末残存口数	F	6,546,499,532口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	892円	1万口当たり分配金額	H	- 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	- 円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	- 円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	- 円																																																											
収益調整金額	C	1,596,909円																																																											
分配準備積立金額	D	33,463,427円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	35,060,336円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	8,674,034,525口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	40円																																																											
1万口当たり分配金額	H	- 円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	- 円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	- 円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	557,980,855円																																																											
収益調整金額	C	1,646,028円																																																											
分配準備積立金額	D	24,814,118円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	584,441,001円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	6,546,499,532口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	892円																																																											
1万口当たり分配金額	H	- 円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	- 円																																																											

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

	第6期 自 2020年 7月11日 至 2021年 7月12日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託および投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドの投資している金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3.金融商品に係るリスクの管理体制	運用部門から独立したコンプライアンス部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月代表取締役社長に報告します。 コンプライアンス部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を検証・評価し、監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

2.金融商品の時価等に関する事項

	第6期 (2021年 7月12日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第5期 (2020年 7月10日現在)	第6期 (2021年 7月12日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	79,918,264	624,127,185
投資証券	2,799,888	10,815,378
合計	82,718,152	634,942,563

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	第5期 自 2019年 7月11日 至 2020年 7月10日	第6期 自 2020年 7月11日 至 2021年 7月12日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	10,906,469,198円	8,674,034,525円
期中追加設定元本額	236,171,816円	136,338,056円
期中一部解約元本額	2,468,606,489円	2,263,873,049円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	ノムラF0Fs用日本株ベータヘッジ戦略ファンド（適格機関投資家専用）	387,323,458	379,228,397	
	国内株式アクティブバリュートレードファンド（適格機関投資家専用）	240,086,632	273,530,699	
	F0Fs用ゴールド・ファンド 為替ヘッジあり（適格機関投資家専用）	304,458,114	387,179,383	
	Wellington Emerging Markets Research Equity Fund Class J	6,483,019	82,989,126	
	大和住銀／ウエリントン・ワールド・ボンド（適格機関投資家専用）	4,587,683	4,639,065	
	グローバル株式コンセントレイト・ファンド（適格機関投資家専用）	49,464,575	73,415,322	
	LM・ウエスタン・グローバル債券ファンド（適格機関投資家専用）	82,676,891	99,518,173	
	F0Fs用米国株式LSファンドS（適格機関投資家専用）	237,429,608	230,116,776	
	F0Fs用コモディティLSアルファ・ファンドS（適格機関投資家専用）	230,355,752	261,223,422	
	F0Fs用米国株式イントラデイ・トレンド戦略ファンドS（適格機関投資家専用）	90,061,112	80,604,695	
	F0Fs用グローバル・コモディティ（米ドル建て）・ファンドS（適格機関投資家専用）	165,050,431	142,950,178	
	F0Fs用日本債券ツイン戦略ファンドS（適格機関投資家専用）	688,568,471	684,299,346	
	F0Fs用グローバルREITインデックス・ファンドS（適格機関投資家専用）	209,464,813	273,519,152	
	F0Fs用国内株式インデックス・ファンドS（適格機関投資家専用）	555,394,634	660,586,377	

	F0Fs用J-REITインデックス・ファンドS（適格機関投資家専用）	283,540,563	414,337,824	
	F0Fs用ピクテ マルチストラテジー リンクファンドS（適格機関投資家専用）	346,348,313	369,138,031	
	F0Fs用新興国債券インデックス・ファンドS（適格機関投資家専用）	33,419,629	33,449,706	
	F0Fs用世界物価連動債ファンドS（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）	76,230,914	85,759,778	
	F0Fs用外国株式インデックス・ファンドS（適格機関投資家専用）	373,364,380	653,910,375	
	F0Fs用世界ハイインカム入替戦略ファンドS（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）	249,657,854	259,569,270	
	F0Fs用外国債券インデックス・ファンドS（適格機関投資家専用）	368,544,717	396,001,298	
	マニユライフF0Fs用日本債券ストラテジックファンド（適格機関投資家専用）	681,660,294	682,614,618	
投資信託受益証券 合計		5,657,695,321.019	6,528,581,011	
投資証券	BlueBay Investment Grade Absolute Return Bond Fund - クラスS-JPY	14,738.635	157,484,378	
	MA Hedge Fund Strategies Limited	7,222	74,031,217	
投資証券 合計		21,960.635	231,515,595	
合計			6,760,096,606	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【スカイオーシャン・コアラップ（成長型）】

- （１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定に基づき、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）により作成しております。
- （２）財務諸表の記載金額は、円単位で表示しております。
- （３）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期計算期間（自2020年7月11日 至 2021年7月12日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第5期 (2020年 7月10日現在)	第6期 (2021年 7月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	175,055,938	182,314,227
投資信託受益証券	9,525,972,807	7,713,304,917
投資証券	246,009,313	237,495,128
未収入金	-	46,000,000
流動資産合計	9,947,038,058	8,179,114,272
資産合計	9,947,038,058	8,179,114,272
負債の部		
流動負債		
未払解約金	4,382,779	61,545,778
未払受託者報酬	2,712,192	2,376,304
未払委託者報酬	65,634,960	57,506,482
未払利息	479	499
その他未払費用	271,159	237,572
流動負債合計	73,001,569	121,666,635
負債合計	73,001,569	121,666,635
純資産の部		
元本等		
元本	10,316,058,692	7,368,123,465
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	442,022,203	689,324,172
（分配準備積立金）	53,322,730	994,720,824
元本等合計	9,874,036,489	8,057,447,637
純資産合計	9,874,036,489	8,057,447,637
負債純資産合計	9,947,038,058	8,179,114,272

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第5期 自 2019年 7月11日 至 2020年 7月10日	第6期 自 2020年 7月11日 至 2021年 7月12日
営業収益		
受取配当金	6,236,808	-
有価証券売買等損益	130,626,982	1,362,663,488
その他収益	785	-
営業収益合計	136,864,575	1,362,663,488
営業費用		
支払利息	139,183	133,790
受託者報酬	5,893,749	5,083,342
委託者報酬	142,628,663	123,016,812
その他費用	589,253	508,215
営業費用合計	149,250,848	128,742,159
営業利益又は営業損失（ ）	12,386,273	1,233,921,329
経常利益又は経常損失（ ）	12,386,273	1,233,921,329
当期純利益又は当期純損失（ ）	12,386,273	1,233,921,329
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	39,407,178	240,379,516
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	481,620,291	442,022,203
剰余金増加額又は欠損金減少額	106,822,498	137,804,562
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	106,822,498	133,373,023
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	4,431,539
剰余金減少額又は欠損金増加額	15,430,959	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	15,430,959	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	442,022,203	689,324,172

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	（１）投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他	（２）投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場（最終相場がないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等に基づいて評価しております。 ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年7月11日から翌年7月10日までとなっておりますが、当計算期間末日が休業日のため、第6期計算期間は2020年 7月11日から2021年 7月12日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

	第5期 (2020年 7月10日現在)	第6期 (2021年 7月12日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数	10,316,058,692口	7,368,123,465口
2. 投資信託財産の計算に元本の欠損 関する規則第55条の6 第10号に規定する額	442,022,203円	元本の欠損 -
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 0.9572円 (9,572円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.0936円 (10,936円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第5期 自 2019年 7月11日 至 2020年 7月10日			第6期 自 2020年 7月11日 至 2021年 7月12日		
分配金の計算過程			分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	- 円	費用控除後の配当等収益額	A	- 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	- 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	957,480,431円
収益調整金額	C	2,743,989円	収益調整金額	C	2,803,496円
分配準備積立金額	D	53,322,730円	分配準備積立金額	D	37,240,393円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	56,066,719円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	997,524,320円
当ファンドの期末残存口数	F	10,316,058,692口	当ファンドの期末残存口数	F	7,368,123,465口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	54円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,353円
1万口当たり分配金額	H	- 円	1万口当たり分配金額	H	- 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	- 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	- 円

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

	第6期 自 2020年 7月11日 至 2021年 7月12日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託および投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドの投資している金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3.金融商品に係るリスクの管理体制	運用部門から独立したコンプライアンス部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月代表取締役社長に報告します。 コンプライアンス部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を検証・評価し、監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

2.金融商品の時価等に関する事項

	第6期 (2021年 7月12日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第5期 (2020年 7月10日現在)	第6期 (2021年 7月12日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	96,521,732	986,095,568
投資証券	2,584,555	10,933,633
合計	99,106,287	997,029,201

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	第5期 自 2019年 7月11日 至 2020年 7月10日	第6期 自 2020年 7月11日 至 2021年 7月12日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	12,736,215,015円	10,316,058,692円
期中追加設定元本額	412,649,586円	200,946,253円
期中一部解約元本額	2,832,805,909円	3,148,881,480円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	ノムラF0Fs用日本株ベータヘッジ戦略ファンド（適格機関投資家専用）	376,602,565	368,731,571	
	国内株式アクティブバリュートレードファンド（適格機関投資家専用）	396,008,730	451,172,746	
	F0Fs用ゴールド・ファンド 為替ヘッジあり（適格機関投資家専用）	365,646,940	464,993,213	
	Wellington Emerging Markets Research Equity Fund Class J	10,577.059	135,396,932	
	大和住銀／ウエリントン・ワールド・ボンド（適格機関投資家専用）	9,400,380	9,505,664	
	グローバル株式コンセントレイト・ファンド（適格機関投資家専用）	89,636,791	133,038,925	
	LM・ウエスタン・グローバル債券ファンド（適格機関投資家専用）	180,231,984	216,945,239	
	F0Fs用米国株式LSファンドS（適格機関投資家専用）	234,684,865	227,456,571	
	F0Fs用コモディティLSアルファ・ファンドS（適格機関投資家専用）	225,183,241	255,357,795	
	F0Fs用米国株式イントラデイ・トレンド戦略ファンドS（適格機関投資家専用）	70,015,005	62,663,429	
	F0Fs用グローバル・コモディティ（米ドル建て）・ファンドS（適格機関投資家専用）	187,147,651	162,088,580	
	F0Fs用日本債券ツイン戦略ファンドS（適格機関投資家専用）	361,516,498	359,275,095	
	F0Fs用グローバルREITインデックス・ファンドS（適格機関投資家専用）	368,365,417	481,011,561	
	F0Fs用国内株式インデックス・ファンドS（適格機関投資家専用）	887,804,907	1,055,955,156	

	F0Fs用J-REITインデックス・ファンドS（適格機関投資家専用）	320,966,152	469,027,837	
	F0Fs用ピクテ マルチストラテジー リンクファンドS（適格機関投資家専用）	329,212,118	350,874,275	
	F0Fs用新興国債券インデックス・ファンドS（適格機関投資家専用）	74,588,444	74,655,573	
	F0Fs用世界物価連動債ファンドS（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）	34,978,757	39,351,101	
	F0Fs用外国株式インデックス・ファンドS（適格機関投資家専用）	609,488,937	1,067,458,924	
	F0Fs用世界ハイインカム入替戦略ファンドS（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）	130,953,999	136,152,872	
	F0Fs用外国債券インデックス・ファンドS（適格機関投資家専用）	780,330,328	838,464,937	
	マニユライフF0Fs用日本債券ストラテジックファンド（適格機関投資家専用）	353,232,396	353,726,921	
投資信託受益証券 合計		6,386,006,682.059	7,713,304,917	
投資証券	BlueBay Investment Grade Absolute Return Bond Fund - クラスS-JPY	14,407.97	153,951,176	
	MA Hedge Fund Strategies Limited	8,150	83,543,952	
投資証券 合計		22,557.97	237,495,128	
合計			7,950,800,045	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（2021年7月30日現在）

スカイオーシャン・コアラップ（安定型）

資産総額	6,819,645,819円
負債総額	7,690,877円
純資産総額（ - ）	6,811,954,942円
発行済口数	6,471,974,500口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0525円
（1万口当たり純資産額）	（10,525円）

スカイオーシャン・コアラップ（成長型）

資産総額	8,044,938,792円
負債総額	7,655,192円
純資産総額（ - ）	8,037,283,600円
発行済口数	7,296,950,203口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1015円
（1万口当たり純資産額）	（11,015円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換等

該当事項はありません。

(2)受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3)譲渡制限

該当事項はありません。

(4)振替受益権について

当ファンドの受益権は社振法の適用を受けます。

受益証券の不発行

委託会社は、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益権の譲渡

イ．受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

ロ．上記イ．の申請のある場合には、上記イ．の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとします。ただし、上記イ．の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとします。

ハ．上記イ．の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額（2021年7月30日現在）

資本金の額 : 3億円

発行可能株式総数 : 100,000株

発行済株式総数 : 60,000株

最近5年間ににおける資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会において選任され、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定します。また、取締役会は、社長1名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、議長となります。

社長に事故または欠員があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構

PLAN : 計画

- ・運用部は、運用の基本方針や運用ガイドラインなどを策定し、代表取締役副社長が承認します。
- ・ファンドマネジャーは、決定された運用の基本方針等に基づいて運用計画を月次で策定し、運用部長が承認します。

DO : 実行

- ・ファンドマネジャーは、決定された運用計画に沿ってポートフォリオの構築などファンドの運用を行うとともにファンドの運用状況を管理します。
- ・ファンドマネジャーは、運用者としての行動基準および禁止行為等が規定された運用規程を遵守することが求められます。
- ・運用部長は、ファンドの運用が計画に沿って行われていることを確認します。

CHECK : 検証

- ・運用部長は、ファンドマネジャーより適宜運用状況についての報告を受け、必要に応じて改善策の検討等を指示します。
- ・また、法令等や運用ガイドラインの遵守状況等については、運用部門から独立したコンプライアンス部がモニタリングを行います。
- ・モニタリングの結果は、速やかにファンドマネジャーにフィードバックされ、ファンドの運用に反映されます。

上記のとおり、委託会社では、PLAN - DO - CHECKのPDCサイクルによる一貫した運用プロセスに基づいた運用を行っています。

委託会社の機構は2021年10月12日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。

2021年7月30日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（マザーファンドを除きます。）は次のとおりです。

	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	14	123,288
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	0	0
合計	14	123,288

3【委託会社等の経理状況】

(1)委託会社であるスカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

(2)財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(3)委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期事業年度（自 2020年4月1日至 2021年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

期別		前事業年度 （2020年 3月31日現在）		当事業年度 （2021年 3月31日現在）	
科目	注記番号	内訳（千円）	金額（千円）	内訳（千円）	金額（千円）
（資産の部）					
流動資産					
預金	2		201,931		358,791
前払費用			28		28
未収委託者報酬			326,986		336,034
流動資産計			528,946		694,855
固定資産					
有形固定資産			677		6,098
建物	1	657		607	
器具備品	1	19		5,491	
無形固定資産			3,961		3,535
ソフトウェア		3,961		3,535	
固定資産計			4,638		9,634
資産合計			533,585		704,489
（負債の部）					
流動負債					
預り金			773		581
未払金			203,972		211,540
未払手数料	2	172,076		179,493	
未払委託調査費		27,420		27,152	
その他未払金		4,476		4,894	
未払費用			—		519
未払法人税等			3,897		2,425
未払消費税等			10,844		10,718
流動負債計			219,487		225,785
負債合計			219,487		225,785
（純資産の部）					
株主資本					
資本金			300,000		300,000
資本剰余金			300,000		300,000
資本準備金		300,000		300,000	
利益剰余金			285,902		121,295
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		285,902		121,295	
株主資本計			314,097		478,704
純資産合計			314,097		478,704
負債・純資産合計			533,585		704,489

（２）【損益計算書】

期別		前事業年度 （自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日）		当事業年度 （自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日）	
科目	注記番号	内訳（千円）	金額（千円）	内訳（千円）	金額（千円）
営業収益					
委託者報酬		916,004		1,023,023	
営業収益計			916,004		1,023,023
営業費用					
支払手数料	1		473,603		543,612
広告宣伝費			3,718		1,792
調査費			122,018		119,928
調査費		3,972		3,954	
委託調査費	1	118,045		115,974	
委託計算費			46,625		47,931
営業雑経費			32,966		33,408
通信費		424		319	
印刷費		31,347		31,738	
諸会費		1,195		1,350	
営業費用計			678,932		746,674
一般管理費					
給料			83,191		78,405
役員報酬		30,972		27,168	
給料・手当		52,219		51,237	
法定福利費			3,470		3,818
福利厚生費			45		87
交際費			927		81
会議費			20		1
旅費交通費			5,207		3,320
租税公課			6,048		6,600
不動産賃借料			10,145		10,285
固定資産減価償却費			1,183		1,684
消耗品費			693		811
支払報酬料			5,194		5,071
支払手数料			169		153
諸経費			1,799		1,116
一般管理費計			118,096		111,437
営業利益			118,975		164,911
営業外費用					
雑損失		—		0	
営業外費用計			—		0
経常利益			118,975		164,911
特別損失					
固定資産除却損	2	45		—	
特別損失計			45		—
税引前当期純利益			118,930		164,911
法人税、住民税及び事業税			304		304
当期純利益			118,626		164,606

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自2019年4月1日至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	300,000	300,000	300,000	404,528	404,528	195,471	195,471
当期変動額							
当期純利益				118,626	118,626	118,626	118,626
当期変動額合計	—	—	—	118,626	118,626	118,626	118,626
当期末残高	300,000	300,000	300,000	285,902	285,902	314,097	314,097

当事業年度（自2020年4月1日至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金		
				繰越利益 剰余金	合計		
当期首残高	300,000	300,000	300,000	285,902	285,902	314,097	314,097
当期変動額							
当期純利益				164,606	164,606	164,606	164,606
当期変動額合計	—	—	—	164,606	164,606	164,606	164,606
当期末残高	300,000	300,000	300,000	121,295	121,295	478,704	478,704

（重要な会計方針）

1．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	18年
器具備品	4～6年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

2．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（未適用の会計基準等）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会）

(1)概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2)適用予定日

2022年3月期の期首より適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

注記事項**（貸借対照表関係）****１．有形固定資産の減価償却累計額**

	前事業年度 (2020年 3月31日現在)	当事業年度 (2021年 3月31日現在)
建物	232千円	282千円
器具備品	7,310千円	8,019千円
計	7,542千円	8,302千円

２．関係会社に対する資産及び負債

	前事業年度 (2020年 3月31日現在)	当事業年度 (2021年 3月31日現在)
預金	53,378千円	222,909千円
未払手数料	78,961千円	77,057千円

(注) 預金、未払手数料は、その他の関係会社である株式会社横浜銀行との取引により発生した金額を記載しております。

（損益計算書関係）**１．関係会社に係る注記**

	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)
支払手数料	206,131千円	221,145千円
委託調査費	74,799千円	61,122千円

(注1) 支払手数料は、その他の関係会社である株式会社横浜銀行との取引により発生した金額を記載しております。

(注2) 委託調査費は、その他の関係会社である三井住友信託銀行株式会社との取引により発生した金額を記載しております。

２．固定資産除却損の内訳

	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)
器具備品	45千円	—
計	45千円	—

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2019年4月 1 日 至 2020年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の 種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	60,000株	—	—	60,000株

当事業年度（自 2020年4月 1 日 至 2021年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の 種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	60,000株	—	—	60,000株

（リ - ス取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

前事業年度（自 2019年4月 1 日 至 2020年3月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定しており、また、資金調達については、借入によらず、株式の発行により行う方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は、高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

営業債権である未収委託者報酬については、その源泉である信託財産を信託銀行に委託しておりますが、信託銀行はその受託財産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。

営業債務である未払金に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金については、主に当社が受け取った報酬の内から支払われるものであり、リスクに晒されることは無いと考えております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関して、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて、格付け等を考慮した上で決定しております。

市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社が保有する営業債権・債務は、短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。

流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。支払状況などを随時確認し、運転資金の状況を把握することにより、流動性リスクを管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2020年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	201,931	201,931	-
(2) 未収委託者報酬	326,986	326,986	-
資産計	528,917	528,917	-
(1) 未払金	203,972	203,972	-
負債計	203,972	203,972	-

（注１）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注２）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2020年3月31日現在）

（単位：千円）

	１年以内	１年超
預金	201,931	-
未収委託者報酬	326,986	-
合計	528,917	-

当事業年度（自 2020年4月１日 至 2021年3月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定しており、また、資金調達については、借入によらず、株式の発行により行う方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は、高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

営業債権である未収委託者報酬については、その源泉である信託財産を信託銀行に委託しておりますが、信託銀行はその受託財産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。

営業債務である未払金に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金については、主に当社が受け取った報酬の内から支払われるものであり、リスクに晒されることは無いと考えております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関して、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて、格付け等を考慮した上で決定しております。

市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社が保有する営業債権・債務は、短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。

流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。支払状況などを随時確認し、運転資金の状況を把握することにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当事業年度（2021年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	358,791	358,791	-
(2) 未収委託者報酬	336,034	336,034	-
資産計	694,826	694,826	-
(1) 未払金	211,540	211,540	-
負債計	211,540	211,540	-

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

当事業年度（2021年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
預金	358,791	-
未収委託者報酬	336,034	-
合計	694,826	-

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年 3月31日現在)	当事業年度 (2021年 3月31日現在)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払事業税	1,079	637
繰延資産償却超過額	119	68
税務上の繰越欠損金（注2）	83,406	34,344
その他	90	86
繰延税金資産小計	84,696	35,137
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注2）	83,406	34,344
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,289	792
評価性引当額小計（注1）	84,696	35,137
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	—	—
繰延税金資産(負債)の純額	—	—

（注）1．評価性引当額が49,559千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が減少したことに伴うものであります。

2．税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2020年 3月31日）（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	-	7,742	75,663	83,406
評価性引当額	-	-	-	-	7,742	75,663	83,406
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（2021年 3月31日）（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(b)	-	-	-	-	-	34,344	34,344
評価性引当額	-	-	-	-	-	34,344	34,344
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(b) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年 3月31日現在)	当事業年度 (2021年 3月31日現在)
実効税率	30.04%	30.04%
(調整)		
交際費等永久に損金に算 入されない項目	0.15%	0.01%
住民税均等割	0.25%	0.18%
評価性引当額の増減	30.19%	30.05%
税効果会計適用後の法人税 等の負担率	0.25%	0.18%

(セグメント情報等)

前事業年度（自 2019年4月 1 日 至 2020年3月31日）

1．セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

顧客情報については、制度上知り得ないため、記載を省略しております。

3．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月 1 日 至 2021年3月31日）

1．セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

顧客情報については、制度上知り得ないため、記載を省略しております。

3．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

前事業年度（自2019年4月1日 至 2020年3月31日）

１．関連当事者との取引

（１）その他の関係会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (億円)	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社	株式会社 横浜銀行	神奈川県 横浜市	2,156	銀行業	直接34%	当社投資信託の募 集の取扱及び投資 信託に係る事務代 行の委託等	投資信託に係る 事務代行手数料 の支払	206,131	未払 手数料	78,961
その他の 関係会社	三井住友 信託銀行 株式会社	東京都 千代田区	3,420	信託業 及び 銀行業	直接21%	投資の助言	投資助言料の 支払	74,799	未払委託 調査費	5,713
主要株主 の子会社	株式会社 きらぼし 銀行	東京都 港区	437	銀行業	—	当社投資信託の募 集の取扱及び投資 信託に係る事務代 行の委託等	投資信託に係る 事務代行手数料 の支払	132,942	未払 手数料	34,419

１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等を含めております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

投資助言料については、各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

２．親会社に関する注記

前事業年度（2020年3月31日現在）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

１．関連当事者との取引

（１）その他の関係会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (億円)	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社	株式会社 横浜銀行	神奈川県 横浜市	2,156	銀行業	直接34%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	221,145	未払手数料	77,057
その他の 関係会社	三井住友 信託銀行 株式会社	東京都 千代田区	3,420	信託業 及び 銀行業	直接21%	投資の助言	投資助言料の支払	61,122	未払委託 調査費	5,253
主要株主	株式会社 群馬銀行	群馬県 前橋市	486	銀行業	直接15%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	96,784	未払 手数料	38,652
主要株主 の子会社	株式会社 きらぼし 銀行	東京都 港区	437	銀行業	—	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	136,006	未払 手数料	26,597

１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等を含めております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

投資助言料については、各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

２．親会社に関する注記

当事業年度（2021年3月31日現在）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)																
1株当たり純資産額 5,234.96 円 1株当たり当期純利益金額 1,977.10 円	1株当たり純資産額 7,978.40円 1株当たり当期純利益金額 2,743.45円																
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。																
(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。	(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。																
<table><tr><td>当期純利益(千円)</td><td>118,626</td></tr><tr><td>普通株主に帰属しない金額(千円)</td><td>—</td></tr><tr><td>普通株式に係る当期純利益(千円)</td><td>118,626</td></tr><tr><td>普通株式の期中平均株式数(株)</td><td>60,000</td></tr></table>	当期純利益(千円)	118,626	普通株主に帰属しない金額(千円)	—	普通株式に係る当期純利益(千円)	118,626	普通株式の期中平均株式数(株)	60,000	<table><tr><td>当期純利益(千円)</td><td>164,606</td></tr><tr><td>普通株主に帰属しない金額(千円)</td><td>—</td></tr><tr><td>普通株式に係る当期純利益(千円)</td><td>164,606</td></tr><tr><td>普通株式の期中平均株式数(株)</td><td>60,000</td></tr></table>	当期純利益(千円)	164,606	普通株主に帰属しない金額(千円)	—	普通株式に係る当期純利益(千円)	164,606	普通株式の期中平均株式数(株)	60,000
当期純利益(千円)	118,626																
普通株主に帰属しない金額(千円)	—																
普通株式に係る当期純利益(千円)	118,626																
普通株式の期中平均株式数(株)	60,000																
当期純利益(千円)	164,606																
普通株主に帰属しない金額(千円)	—																
普通株式に係る当期純利益(千円)	164,606																
普通株式の期中平均株式数(株)	60,000																

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1)自己又はその役員との取引

自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2)運用財産相互間の取引

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3)通常取引条件と異なる条件での親法人等又は子法人等との取引

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4)親法人等又は子法人等の利益を図るためにする不必要な取引

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5)その他親法人等又は子法人等が関与する不適切な行為

上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

2021年10月12日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称：三井住友信託銀行株式会社

資本金の額：342,037百万円（2021年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額 (2021年3月末日現在)	事業の内容
株式会社京都銀行	42,103百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社きらぼし銀行	43,734百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
きらぼしライフ デザイン証券株式会社	3,000百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
ぐんぎん証券株式会社	3,000百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
株式会社群馬銀行	48,652百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
浜銀TT証券株式会社	3,307百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
株式会社東日本銀行	38,300百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社横浜銀行	215,628百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

当ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理等を行います。

(2)販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い、収益分配金の再投資、運用報告書の交付並びに口座管理機関としての業務等を行います。

3【資本関係】

(1)受託会社

三井住友信託銀行株式会社は委託会社の株式の21.0%（12,600株）を所有しています。

(2)販売会社

株式会社横浜銀行は委託会社の株式の34.0%（20,400株）を所有しています。

株式会社京都銀行は委託会社の株式の15.0%（9,000株）を所有しています。

株式会社群馬銀行は委託会社の株式の15.0%（9,000株）を所有しています。

（参考）再信託受託会社

名称：株式会社日本カストディ銀行

設立年月日：2000年6月20日

資本金の額：51,000百万円（2021年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約に係る信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2020年10月9日	有価証券届出書
2020年10月9日	有価証券報告書
2021年4月9日	有価証券届出書
2021年4月9日	半期報告書

独立監査人の監査報告書

2021年6月1日

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 後 藤 知 弘 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているスカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

-
1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2021年9月1日

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 後藤 知弘 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているスカイオーシャン・コアラップ（安定型）の2020年7月11日から2021年7月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スカイオーシャン・コアラップ（安定型）の2021年7月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2021年9月1日

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 後藤 知弘 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているスカイオーシャン・コアラップ（成長型）の2020年7月11日から2021年7月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スカイオーシャン・コアラップ（成長型）の2021年7月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。